

令和7年第2回定例会（12月議会） 福祉環境委員会（分科会） 会議の概要

書記 須藤 優平 録

招集年月日時 令和7年11月25日（火曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 福祉環境委員会室

本定例会（12月議会）における案件（委員会）

- 1 議案第217号
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第240号
公の施設の指定管理者の指定について
- 3 議案第241号
公の施設の指定管理者の指定について
- 4 議案第242号
公の施設の指定管理者の指定について
- 5 議案第243号
公の施設の指定管理者の指定について
- 6 議案第244号
公の施設の指定管理者の指定について
- 7 議案第245号
公の施設の指定管理者の指定について
- 8 議案第246号
公の施設の指定管理者の指定について
- 9 議案第247号
公の施設の指定管理者の指定について
- 10 議案第248号
公の施設の指定管理者の指定について
- 11 議案第249号
公の施設の指定管理者の指定について
- 12 議案第250号
公の施設の指定管理者の指定について
- 13 議案第251号
公の施設の指定管理者の指定について
- 14 議案第252号
公の施設の指定管理者の指定について
- 15 陳情第8号
臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について
- 16 付託案件以外の所管事項

本定例会（12月議会）における案件（分科会）

- 1 議案第200号
令和7年度秋田県一般会計補正予算（第5号）

（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）

- 2 議案第204号
令和7年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第269号
令和7年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）

令和7年11月25日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程
- 3 議案第217号
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明）
- 4 議案第240号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 5 議案第241号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 6 議案第242号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 7 議案第243号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 8 議案第244号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 9 議案第245号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 10 議案第246号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 11 議案第247号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 12 議案第248号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 13 議案第249号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
- 14 議案第250号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）

15 議案第251号

公の施設の指定管理者の指定について
(趣旨説明)

16 議案第252号

公の施設の指定管理者の指定について
(趣旨説明)

本日の出席状況

出席委員

委員長	山形健二
副委員長	児玉政明
委員	鈴木洋一
委員	竹下博英
委員	杉本俊比古
委員	福田博之
委員	松田豊臣

書記

議会事務局議事調査課	須藤優平
議会事務局議事調査課	佐藤達也
健康福祉部福祉政策課	小玉遼平
生活環境部県民生活課	草野邦俊

会議の概要

午前10時48分 開議

出席委員

委員長	山形健二
副委員長	児玉政明
委員	鈴木洋一
委員	竹下博英
委員	杉本俊比古
委員	福田博之
委員	松田豊臣

説明者

健康福祉部長	石井正人
健康福祉部次長	安杖一
健康福祉部次長	石川亨
福祉政策課長	石澤徹
生活環境部長	信田真弓
生活環境部次長	熊谷仁志
生活環境部次長	高橋佐紀子
生活環境部参事	一関雄一
県民生活課長	杉山明生

委員長

ただいまから、本日の福祉環境委員会を開きます。
初めに、会議録署名員を指名します。第2回定例会12月議会を通しての会議録署名員には、竹下委

員、福田委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。
審査日程案及び付託議案一覧表を御覧ください。

審査日程案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

次に、付託議案に関する部局長説明を行います。

議案第217号、議案第240号から議案第252号まで、以上14件を一括議題とします。

関係部長の説明を求めます。

健康福祉部長

【部局関係説明書により説明】

生活環境部長

【部局関係説明書により説明】

委員長

以上で、関係部長の説明は終了しました。

本日はこれをもって散会し、12月4日木曜日、午前10時30分に委員会及び分科会を開き、健康福祉部関係の審査を行います。

散会します。

午前10時51分 散会

令和7年12月4日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第200号
令和7年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（健康福祉部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第204号
令和7年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第240号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第241号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第242号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 7 議案第243号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 8 議案第244号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 9 議案第245号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 10 議案第246号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 11 陳情第8号
臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について（質疑）
- 12 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	山形健二
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	杉本俊比古
委員（分科員）	福田博之
委員（分科員）	松田豊臣

書記

議会事務局議事調査課	須藤優平
議会事務局議事調査課	佐藤達也
健康福祉部福祉政策課	小玉遼平
生活環境部県民生活課	草野邦俊

会議の概要

午前10時30分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	山形健二
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	杉本俊比古
委員（分科員）	福田博之
委員（分科員）	松田豊臣

説明者

健康福祉部長	石井正人
健康福祉部次長	安杖一
健康福祉部次長	石川亨
福祉政策課長	石澤徹
地域・家庭福祉課長	佐藤行輝
長寿社会課長	三浦一成
障害福祉課長	甲谷暢
健康づくり推進課長	佐々木佳奈子
国保医療室長	浅野輝美
保健・疾病対策課長	清野穰
医務薬事課長	六澤恵理子
医療人材対策室長	照井秀雄

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会福祉環境分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、竹下分科員、福田分科員を指名します。

次に、健康福祉部関係の議案に関する審査を行います。議案第240号から議案第246号まで、以上7件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第200号のうち、健康福祉部に関係する部門、並びに議案第204号に関する審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

福祉政策課長

【議案〔9〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

障害福祉課長

【補正予算内容説明書により説明】

保健・疾病対策課長

【補正予算内容説明書により説明】

医務薬事課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

福祉政策課の旧福祉相談センター、明德館ビルのことです。今年、明德館ビルの行事に出席させてもらい、ビル内は特に違和感を覚えなかったのですが、旧福祉相談センター1階フロアは、この内容を見ると、天井に腐食があったり、トイレの水が出ないなど、キャビネットを片づけるのはともかく、非常に目に付きやすい状況にあるため、修繕を行うと思います。明德館ビルには、ほかにいろんな事業体、団体等が入っていると思いますが、その辺りの設備維持はどのように——ここだけ何か特別な問題があり、長い間放置されたのでしょうか。

福祉政策課長

今回、提案している旧福祉相談センターの1階フロア、赤で囲んでいる部分が福祉政策課が財産として所有している部分です。

また、このビルの上は明德館高校とカレッジプラザで、そちらは教育庁所管となっており、それぞれ管理している状況です。

杉本俊比古委員（分科員）

そうすれば、教育庁所管の部分は、特に必要性がない状態が維持されており、1階フロアだけが、このような問題点をずっと抱えてきたのですか。

福祉政策課長

旧福祉相談センターは、以前は福祉相談センターと精神保健センターが入って執務室として、使ってきました。ただ、令和5年度から機能が集約され、手形の子ども・女性・障害者相談センターにそれぞれ移り、令和5年度からは何も使われていない状況になっています。今回、そこを活用していただきいたため、今、公募しています。公募するに当たり、施設を全部、点検した際、例えば天井も、よく調べると中が結露してカビが発生しており、トイレもセンサーがついているのですが、触っても水が出ないなどの不具合がありました。今回、貸出しに当たり、不具合を全部直すために提案しております。

杉本俊比古委員（分科員）

民間事業者への貸付けに係る手続を開始したとありますが、貸付先の目星は付いているのですか。そ

れから、貸付けのスケジュールを見ると、期間が1年で、長期間、必要と考える事業者にとっては応募しにくい感じに見えるのですが、いかがですか。

福祉政策課長

今、1月28日から1月16日までの期間で公募しています。

福祉相談センターは、令和5年から遊休施設になっており、最初は庁内での再利用も考えたのですが、なかなか活用がないこともあり、昨年度から若手職員を中心として、部局間の横断的プロジェクトチームを作り、施設の活用方法を検討してまいりました。

特徴として、スペースの利用について、特に行政側から一方的に活用を決めるのではなく、検討の段階から、例えばサウンディング型市場調査あるいはトライアルサウンディングといった官民対話で、様々な地域の関係者や民間事業者から意見を聞いてニーズを探り、このスペースにふさわしい活用方法について施設コンセプトを作り、コンセプトに沿って活用していただける提案を募集しているところです。

例えばトライアルサウンディングで、実際にスペースを使っただき、使い勝手や課題等をフィードバックしてもらう手法で、12団体、延べ15回ほどのトライアルをしていただいております。

こうしたサウンディング型調査やトライアルサウンディングの結果を基にして、今回、施設コンセプトを「多様な主体が交わる秋田の新たな価値を創出する地域共創型拠点」とのコンセプトを作り、募集しているわけですが、ここまで来るまでに民間事業者や様々な団体から話を聞いて、サウンディングにも参加していただいて取り組んでいます。そのような意見を取り入れながらの公募で、条件は様々な聞いた上での話ですから、提案を頂けるのではないかと考えております。

もう一点、期間の話で、サウンディングの際、事業者から長期で活用したいとの意見も確かにありました。1年としたのは、貸付料について減免を考えたためです。今回の募集でも、施設の貸付料を減免して貸し出すことにしていますが、減額する場合は契約期間を1年にする庁内のルールあるため、1年ごとに状況を見ながら再契約していくルールの下、取り組んでいます。

杉本俊比古委員（分科員）

例えば、1階フロアを1つの団体が利用し、入居するイメージは持っていないようですが、幾つかの団体が部分的に分割して利用するとなると、ますます貸付期間の考え方は、団体ごとに、ばらつきがあると思います。1年ごとにサウンディング、協議しながら決めていかなければいけないのですか。

福祉政策課長

説明不足で申し訳ありません。今回の公募はコン

セプトに沿った提案で、1つの条件として、赤く囲っている全体を一体的に活用していただく提案をしてもらうことにしております。実際に公募に参加するのは1者ではなく、グループでもできることにしておりますが、全体を一括して活用する具体的な提案をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

福田博之委員（分科員）

私からは、健康福祉部所管の公の施設の在り方についてお尋ねします。

多くの施設建設時に、国の補助金が入っている場合が多いと思いますが、補助金の縛りで様々な用途変更ができないことはあるのでしょうか。

健康福祉部次長（安杖一）

国庫補助金が入っている場合、確かに用途変更する場合は返還が生じるのが原則です。ただ、10年経過すると、補助金の適正化法上、地域活性化に資するものであれば転用は可能になっております。

福田博之委員（分科員）

適正化法を外れた後、例えば施設の廃止や、統合後の市町村への譲渡の考え方で、恐らく部局や選定委員で当該施設の方針が決まっているように思っていますが、今後はもっと部局横断的に横串を入れて考えていくことが必要だと考えています。

今回の指定管理者の指定について、例えばユフォーレに関しても、秋田市や民間への譲渡、あとは民間、起業、スタートアップの方に貸出しを行ってテナント料の収入を得たり、今後、廃止の方向に進んでいくのであれば、その前にもっと部局横断的に大胆な考え方で進めて、それができないのであれば廃止の方向もやむを得ないと思いますが、そのようなところが望ましいと考えております。いかがでしょうか。

健康福祉部次長（安杖一）

施設を廃止する場合、確かに利活用について広く検討していくことが当然だと思います。その場合、廃止する建物がどのような状況であるか、場合分けしなければいけないと思います。例えば、建物自体が利用可能な状態で廃止されるのであれば、ほかのところに集約するなど、いろんな状況があると思います。やはり地域の活性化等を考えると、利活用について広く検討していく必要があると思います。

一方で、その施設が老朽化あるいは修繕すれば何とかなるとしても、多額の費用が掛かると、やはり解体等を考えざるを得ないと思っています。よって、ある程度の場合分けは必要だと思いますが、まだ利用が可能であれば、検討していく余地はあります。

福田博之委員（分科員）

行政経営課はどんな役割を担っており、健康福祉部とは、どのような連携をして、施設の検討を進め

ていくのかお伺いしたいです。

健康福祉部次長（安杖一）

施設の所管は各部局で、健康福祉部であれば当然、各課が所管しています。それぞれの施設は、それぞれの目的があって設置されたものですが、今後、人口減少、財政状況の変化等を踏まえると、このまま維持していくのが適切かどうか、全体を考えて、在り方を検討していくのが行政経営課ですし、我々としては、目的と県全体の方針を調整、勘案しながら、施設の維持あるいは廃止、存廃も含めて検討していくのが役目とっております。

児玉政明委員（分科員）

旧福祉相談センターについてお聞きします。庁内での活用はなかったとのことでした。3年間使われていなかったことで、どのぐらい庁内で利活用の意向があるか、確認したのですか。例えば庁外に、公的機関や公共施設として利用できるか、意向を調べたかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

福祉政策課長

庁内での活用ですが、直接、県庁が県施設として行政目的で使う趣旨ではなく、今回の福祉相談センターは、現在の子ども・女性・障害者相談センターを建築する際、公共施設等適正管理推進事業債、いわゆる公適債を活用しています。この起債の活用条件として、集約した際、新しい施設が供用開始されてから5年以内に、集約される前の施設の機能、施設自体を廃止しなければいけない条件があります。それが令和9年度末になり、それまでの間に施設を廃止しなければいけないと。ただ、その廃止は、実際に除却するのはもちろん、それ以外に例えば民間に貸付けすることも廃止に含まれます。今回は民間事業者への貸付けの方向で活用を考え、最終的には賃貸借で民間に貸し出すことになっています。

児玉政明委員（分科員）

使われなくなった施設は、一般的に用途廃止し、一般財産に移行して広く募集を求める考えもあったものですから、お聞きしました。そのような考え、扱い方は特にしなくてもよかったですか。

福祉政策課長

もちろん用途廃止もあります。普通財産の格好になっており、確かに財産を広く貸し出す方法もあるかもしれませんが、今回はうまく活用し、地域活性化に新しい形でつなげていきたい思いで、部局間連携のプロジェクトも立ち上げ、より効果的な活用を検討してきたところです。

児玉政明委員（分科員）

サウンディング調査を行ったとのこと、見学など、調査に関係した12団体から貸付先が決定されるのでしょうか。

福祉政策課長

トライアルで実際に活用した人だけに応募資格を与えているものではありません。ただ、実際に興味を持って活用していただいた団体がいるため、今回の公募に応募してくれるのではないかと考えております。

児玉政明委員（分科員）

改修工事の部分で、必要最小限と言っていました。サウンディングの調査結果では、利活用内容に応じた改修は、事業者において実施するのがよいとの意見、それから事前に県において故障等しているところは修繕したほうがよいとの意見で、後者の事前に県において修繕する部分が必要最小限だと思います。そのほかにも改修する場所はあるのでしょうか。

福祉政策課長

指摘頂いたとおり、今回は最低限の改修で、この後に具体的な提案があり、使い方によっては、例えば内装を変えたりすることが必要になるかと思いません。その部分は、今回は民間の力も借りて取り組みますので、応募していただいた民間事業者に修繕等していただくと考えております。

児玉政明委員（分科員）

空いているより民間の力を使って、いろんな要望等されると思いますが、なるべく柔軟に対応し、せっかくのいい施設を使ってもらえるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉政策課長

そのまま眠らせておくと、どんどん老朽化していくため、民間の自由な発想でうまく使っていただひて、地域活性化につなげていただければと期待しておひます。

竹下博英委員（分科員）

関連で福祉政策課にお聞きします。先ほど課長がおっしゃったように、2階以上が明德館高校、生涯学習のカレッジプラザになっています。1階がそちらの管轄で、今までは福祉関係が入っており、今度は民間に貸し出すとのことです。2階が教育委員会で、特に高校生と出入口が一緒ですから、どんな業種でもいいわけにはいかないと思ひます。そういう意味では、例えば貸し付ける際、教育委員会と話し合う、あるいは現場の明德館高校は高校生を預かっているところで、夜遅く9時過ぎまでいると思うため、業者選定に当たって意見を聞くことも計画に入っていますか。そこが少し心配です。どうひいう業者でもいいわけにはいかないと思ひます。

福祉政策課長

その点は我々も少し気にしており、今回の公募要件として、明德館高校やカレッジプラザ等の利用者に配慮した計画を出してもらふことにしておひます。そのような条件も付けており、子供もいるため、配慮した提案を頂ふことにしてひますし、この後、具

体的な提案が示されれば、教育委員会へ内容を情報提供してまいりたいと思ひておひます。

竹下博英委員（分科員）

未成年の男女が夜暗くなつてからも出入りするのが普通の施設で、出入口が一緒のため、十分気を付けていただきたいです。

杉本俊比古委員（分科員）

医務薬事課にお伺ひします。

病床減少の考え方を示されておひますが、地元の男鹿みなど市民病院も35床減らされると思ひながら見ておひました。最近、扇田病院もいろんな経緯があり、今の状況になっていると思ひますが、診療所に移行するとの報道を最近見た記憶があります。

64床の減少は、そのような流れでの動きでしょうか。

医務薬事課長

現在、大館市で市議会が開会されており、大館市から令和8年度末をもって無床の診療所化にする提案をされたと聞いておひます。その中で、大館市が財政状況と病院の果たすべき機能、それから市立総合病院の機能維持の観点から、総合的に判断されたものだと思ひておひますが、今回、病床機能再編支援事業で支援している内容は、もともと104床あったものを、今年4月に64床減らして40床にしておひます。それは地域医療構想の推進で、地域の医療機能の適正化に資するため、大館市立扇田病院が40床にすることを地域で合意し、それについて支援するものです。その先、40床をどうするか、今回の市議会で提示されたものと認識しておひます。

杉本俊比古委員（分科員）

今、市議会で議論されている、そのような流れは、大館市当局と県がしっかりすり合わせした上で、議論になっているとの理解でよろしいですか。

医務薬事課長

大館市からは、以前から病院経営について、いろいろ相談を受けており、今回の無床化の検討も事前に報告を受けておひました。

竹下博英委員（分科員）

不整脈治療体制整備事業の米印2番で、集中的に市立秋田総合病院のアブレーション治療に取り組んでいくとは、イメージとして、どうひいうことですか。今、秋大や循環器センターなどで、いろんなことに取り組んでおひますが、そちらの数を減らして集中的に取り組む意味か。それとも、新しい手法で一番いい方法だから、取りあえずこちらに集約して取り組むのですか。

医務薬事課長

不整脈のアブレーションという治療法は、県内で7つの医療機関で実施されており、そのうち5つは秋田市周辺での治療となっております。ただ、治療

件数は、待機されている患者もおり、不足している状況です。不整脈は、心不全や心筋梗塞のように緊急性がある傷病ではないことから、秋田市周辺において、不整脈治療に関する役割分担をしっかりといき、効率的に、よりよい器械を入れて治療するため、秋田市、市立秋田総合病院、秋田大学において集約的、集中的に治療していくことが令和2年度の会議で話し合われました。

竹下博英委員（分科員）

では、今まで市立病院では取り組んでいなかったのですか。

医務薬事課長

これまでも取り組んでおり、県内においては市立病院でかなりの件数を行っています。

竹下博英委員（分科員）

今、新しくなった電気パルスのアブレーションの手法は、画期的なのですか。それとも、ほかの病院で既に行っているのですか。

医務薬事課長

県内においては初めての機器導入となります。

竹下博英委員（分科員）

個人的なことですが、私は秋大でアブレーションを受けていて、それほど良ければ今度そちらに……。先ほど緊急性がないとの話もありましたが、不整脈が出ると結構苦しいため、非常にいいことだと思います。

おっしゃったように、全県的に秋田市に集中しているため、地方の人が受けるとアブレーション仲間になります。大概、高齢者になると不整脈が出て、待機している人が結構います。やはり地方から来ている人がいて、泊まりがけで大体2泊3日ぐらいで終わるのですが、そういう意味で金も掛かるし、医者の問題もあると思いますが、全県的に広げてくれればと思います。令和2年度に決まったのはそれなのですが、全県的に地方でも受けられる体制について、何か言及されたのですか。

医務薬事課長

不整脈のアブレーションは、県南地域でも行っている医療機関があります。ただ、費用も掛かる治療法で、一定の症例数が必要です。よって、医療の均てん化の考え方もある一方、高度な医療機能を維持し、継続的に取り組んでいくためには、ある程度の集約も必要になってくると考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

先ほどの扇田病院の件で、病床機能の適正化で104床を40床にして支援金を受けられるわけですが、杉本委員から話があったように、今、市議会で問題になっています。診療所にして病床をなくす計画が、そのとおりになったとすれば、40床が減るわけですが、また支援金が出るのですか。

医務薬事課長

そのような計画を県に頂き、地域医療構想調整会議、審議会にかけた上で、地域の合意が得られれば支援が受けられます。

鈴木洋一委員（分科員）

今は1億3,400万円です。次、40床を削減すると、また受けられるのですか。

医務薬事課長

この事業は、地域全体の病床機能の適正化を目的にしております。扇田病院が診療所になり、地域でどういう役割を果たしていくか、地域において話し合わせ、それが認められれば、事業対象になると考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

大丈夫かなど……。もし受けられないのであれば、今から全部ゼロにしたほうが、むしろいいのかなど。その辺の考え方は、どうですか。

医務薬事課長

今、地域において患者数が減少しており、これからますます病院機能の再編、機能分化、連携が進んでいくと思っております。扇田病院の動きがどうなるか、審議会の結論はこれからですが、そのようなものに向け、地域で連携していく方向性で考えられていると聞いております。そしてまた、この地域においては、地域医療連携推進法人が大館市立総合病院を中心に設立されており、病床機能の連携、扇田病院の入院医療の部分をもどのようにカバーしていくか、法人でも話し合われる方向に進んでいくと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

いずれ40床になった経緯も、そもそも最初は病床を全部なくす話でした。ところが、地域で病床を残してほしいとの運動が物すごく起きて、言ってみれば市では妥協案として40床になった経緯があります。それが適正かどうかの問題と、また別の要素があって40床に落ち着いた経緯があるため、そこを少し心配しました。結果として、今は40床を残し、来年か再来年になくすと適正化計画に沿わないことになり、支援金を受けられないと問題だと思つての心配でした。

医務薬事課長

今の大館市の動きについて、確定的なことを申し上げることはできませんが、一般論として、地域において役割分担をどう果たしていくかの議論は、今後も進んでいくと思えますし、病院が診療所になり、急性期の拠点病院がどこになるかとの話し合いは、来年度の地域医療構想でも、積極的に県も関わって議論してまいりたいと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

いずれ厚労省の事業は、これからも続いていく考

え方でいいのか。

医務薬事課長

この基金事業は、今後も当面、続いていくと思っております。

松田豊臣委員（分科員）

先ほどの不整脈の件でお伺いします。参考までに、県内での不整脈の患者数は、何人いるのですか。

医務薬事課長

全県で治療件数は500件弱ですが、待機されている方が120人から160人ほどいると聞いております。

松田豊臣委員（分科員）

待機している120人から160人は、毎年同じ傾向で推移しているのですか。

医務薬事課長

高齢化などによって、件数はやや増えていると伺っております。

松田豊臣委員（分科員）

ということは、必要性が高いと思います。今回、補助率が2分の1で、当然、市立病院でも約1,000万弱の費用が掛かってくるとのこと、あくまでも資産として減価償却での対応になるとの認識でよろしかったですか。要は、病院経営を考えた場合、少しでも負担が増えていくことについて、どうなのかと。

医務薬事課長

補助率は今現在、2分の1となっておりますが、市立秋田総合病院に対しては過去にも、高周波のアブレーションやクライオアブレーションという別の機器の支援を行っており、こちらは3分の2の補助率で行ってまいりました。今回は3回目であり、2分の1としたところです。

松田豊臣委員（分科員）

先ほど治療の集中をしなければいけないとの話があったと思いますが、実際、待機している方が県内に散在していることを考えたとき、本当に市立病院だけの投入でよろしいのでしょうか。

医務薬事課長

全てを市立秋田総合病院に集中するわけではありません。秋田大学医学部附属病院においても、相当数実施されております。この2つにおいて、ほとんどカバーしている状況ですが、市立病院で全てを行うわけではなく、秋田大学でも相当数を担っていただけていると思っております。

秋田大学と市立病院においては、人材育成の観点から、専門医を育成するために連携して行っているため、2つの病院が中心となって治療を行っていくと思っております。

松田豊臣委員（分科員）

確かに集中は非常に大切だと思いますが、県北や

県南で、本当に不整脈で悩んでいる方々に対して、交通費や宿泊費を掛けて治療に来ていることを考えたとき、本当であれば、もう少し県南や県北でも治療が受けられる体制強化も必要であると考えているのですが、いかがでしょうか。

医務薬事課長

秋田市以外であれば、現在、由利組合総合病院、平鹿総合病院においても実施されています。こうしたところで引き続き、実施していただきたいと思っておりますが、やはり先ほども申し上げたとおり、ある程度の症例数が必要でコストも掛かるため、一定の集約は今後も必要と思っております。

児玉政明委員（分科員）

病床機能再編支援事業ですが、9月補正で赤字病院に支援しており、公立病院は除いていました。例えば福永医院は民間ですが、9月補正の支援事業と、この事業を重複してもらうことは可能なのか、教えてください。

医務薬事課長

9月補正の事業では、公立病院も対象になっておりました。同じ事業で6月補正では、国の病床数適正化の赤字病院に対する支援が、1次内示では公立病院は最初、対象外でした。2次内示では対象になり、9月補正では対象にしました。そして、この事業と6月、9月補正の事業の併給は認められております。

杉本俊比古委員（分科員）

長寿社会課にお伺いします。

社会福祉施設職員退職手当共済費補助金で、対象職員数が5,749人、区分として保護施設、児童福祉施設、特養、障害者支援施設等があります。事業内容の概要を見ると、補助額は5,749人に6万7,370円を掛け算し、補助額がはじき出されている資料になっています。伺いたいのは、このような様々な施設の処遇改善等の話が、よく話題になります。この計算式は経験や年齢等にかかわらず、全くの単純計算で職員数で掛け算する方式でよいのでしょうか。

長寿社会課長

この補助金は、積立ての原資を支出するもので、本人に幾ら退職金が出るかは別の話です。

5,749人は、対象になっている現役職員がこれだけいます。国から単価の連絡が来て、職員数を単純に掛けたものを積立金の原資として出してくださいと依頼されます。それを分担する意味ですので、実際に退職金が出る際は、当然、法人が年数や給与水準に応じて決めて出すのが一般的な退職金のルールです。社会福祉施設職員退職手当共済と契約した場合は、共済のルールに応じて退職金が出ますが、当然、経験等を加味して出ます。繰り返しになりま

すが、実際に出る金額と違い、プールするお金を出すため、このような計算になっています。

杉本俊比古委員（分科員）

そういうことだと思って伺いましたが、最終的に個人に退職金として支払われる計算など、その辺りの経理状況は、独立行政法人でそれなりのチェック機能が働いているとの理解でよろしいですか。

長寿社会課長

国の独立行政法人ですので、国の指導監督がきちんと働いていると理解しております。現状、我々が直接中身をチェックすることにはなっておりませんが、チェックされていると認識しております。

鈴木洋一委員（分科員）

健康増進交流センター、ユフォーレは、施設の在り方検討を進めると書いています。来年、進めるのですか。どれぐらいの期間ですか。

健康づくり推進課長

今、まさに在り方検討を行っており、継続中です。

鈴木洋一委員（分科員）

結論はいつ出るのですか。

健康づくり推進課長

9月議会で、ユフォーレの次期指定管理期間を1年間として債務負担行為を設定させていただきましたので、なるべく速やかに決定したいと考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

在り方検討だから、これからどうするか、廃止も含めた考え方になるのか。

健康づくり推進課長

在り方検討をしており、民間事業者からも10月以降、3社ほど意見を頂いて、秋田市とも継続して協議を行っております。今後、掛かる経費や周辺の施設、機能等をさらに調査し、なるべく速やかに判断してまいりたいと考えております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、健康福祉部関係の陳情に関する審査を行います。

陳情等一覧表5ページをお開きください。

陳情第8号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について」を議題とします。

御質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の陳情に関する審査を終了します。

次に、健康福祉部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

次長（安杖一）

【共通資料「第2期あきた公共施設等総合管理計画（素案）について」により説明】

福祉政策課長

【共通資料「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（素案）」及び「第三セクターの令和7年度運営状況評価について」により説明】

保健・疾病対策課長

【共通資料「第三セクターの令和7年度運営状況評価について」により説明】

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時15分とします。

午後 0時 7分 休憩

午後 1時13分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

次長（安杖一）

午前中の審査において、第2期あきた公共施設等総合管理計画の素案に関する説明で、当部が所管する南部老人福祉総合エリア、養護老人ホームの管理の考え方について、施設の老朽化が著しいことから、令和8年3月以降のしかるべき時期に廃止する予定であると説明しましたが、正しくは、秋田県社会福祉事業団が県から建物を借り受け、運営してきたもので、利用者が減少し、今後の回復も見込めないことから、令和8年3月以降のしかるべき時期をめぐりに廃止する予定であります。

委員長（会長）

次に、午前中に引き続き、健康福祉部関係の所管に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

地域・家庭福祉課長

【提出資料「第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（素案）の概要について」により説明】

長寿社会課長

【提出資料「秋田県認知症施策推進計画（素案）の概要について」により説明】

障害福祉課長

【提出資料「バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第5次基本計画）（素案）の概要について」により説明】

健康づくり推進課長

【提出資料「第5期秋田県食育推進計画（素案）の概要について」により説明】

医務薬事課長

【提出資料「地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

鈴木県政のこれからの道しるべとなる総合計画について伺います。

これまでの総合計画で掲げている数値目標を比較対照しながら、この後、成果目標に近づけていくための目標の点検や見直しを図る作業は行ったのでしょうか。

具体的に伺いますと、例えば60ページ、政策5の方向性①の実績値、病院の常勤医師数は、2024年の実績値が1,501人で、2026年の目標値が1,440人と減少しています。そこから20人ほどの上がり幅になっているため、この辺はチェックしたと思いますが、2024年と2026年の乖離は、実績値が違ったのか。それとも、目標値というより実績に近い可能性のある数字で、やむを得ないものとして計上したのか。

それから66ページで、包括的支援体制が整備された市町村数は、割と多いのではないかと思いついでいたのですが、2024年は11市町村で、2026年は17市町村と書いてあり、包括的支援体制を整備するのに県として非常に課題が多いと見ているのか。

いろいろ多岐にわたるため、全体的な話として伺います。要するに、実績値からこの先の目標値までを、これまでの総合計画と比較対照しながら、現実的な目標として見直しを図ったかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

医療人材対策室長

60ページの病院の常勤医師数で、2024年は

1,501人と記載がありますが、2025年は1,418人と大きく減少しております。1,418人は当室の調べで、この表示を急に増やすのは難しいですが、計画最終年までは2024年の水準に回復したいとの思いで目標設定しています。

杉本俊比古委員（分科員）

1,418人から、かなり増加した感じがありますが、その決め手となったのは、どのような取組が功を奏したと考えているのですか。

医療人材対策室長

常勤医師数は、どの病院も人件費等に苦慮し、大きい病院などで人数を減らしているところがあります。そのようなところを今後、医務薬事課の経営改善の支援もありますが、室としては修学資金の活用や若手医師のキャリア形成等を行い、県内に残る医師を増やし、少しずつ回復していくように次期総合計画で取り組んでいきたいと考えています。

杉本俊比古委員（分科員）

これから奨学金制度など、いろいろな取組を組み合わせながら医師確保に向かって頑張っていられると思いますが、この目標値は、いろいろな組合せを頑張ることで達成可能だと自信はお持ちですか。

医療人材対策室長

自信というまで強い客観的な根拠は、この場で示すのは難しいところですが、地域の医療提供体制を維持していく上で、県北、県央、県南にバランスよく医師を配置していくためには、やはりこのレベルまで医師数を回復していく必要があると思っております。県だけでは難しい点もあると思っておりますので、大学の教育内容等について、大学側あるいは医師会、病院協会等と連携しながら、何とか目標達成に取り組んでいきたいと思っております。

杉本俊比古委員（分科員）

本当に頑張ってもらいたいと思いますが、答弁を頂いた流れで、次の61ページ、例えば③のがんによる75歳未満年齢調整死亡率で、人口10万対で実績値が76.2、2026年の目標値が63.2です。そこからは本当に少しずつ減っていき、これは非常に難しいテーマだと思います。要するに、冒頭に申し上げたような大きなテーマになりますが、実績とこれからの目標値を総合計画に掲げる際、前計画の点検や実績の検証等を踏まえたものでなければ、達成率がすごく低かったり、達成率が400%になったりするため、そのような作業をしっかりと行ったのか。また、この後の成案に向けて取り組んでいくことがあり得るのか、教えてもらえませんか。

福祉政策課長

全体に関わることでありますので、私からお答えします。次期総合計画では、指標設定に当たり、直近の実績値あるいは趨勢を十分に踏まえ、これからも一層努

力することで到達できる努力型の目標値を設定し、より現実的な目標、考え方を採用しております。よって、それぞれの課所で目標を設定しておりますが、社会経済情勢の変化、あるいは実際の施策の進捗度などを十分に反映できなかった——先ほど、かなり乖離のある目標もありましたが、そのようなものは十分に精査し、努力することで到達できる水準の目標値を設定しています。

杉本俊比古委員（分科員）

いずれ、先ほどのバリアフリーもそうですが、部局横断的なミックスアプローチで取り組んでいかなければいけない目標が多々あると思います。目標に向かう進め方について、我々もしっかり注目していきたいと思っていますので、頑張ってもらいたいと思います。

福田博之委員（分科員）

医療の関係で、循環器・脳脊髄センターについて2点お伺いします。

1点目で、病床数が184床から146床に削減された中で、職員数の適正化も同時に進んでいるのでしょうか。

医務薬事課長

主に看護師になりますが、適正化を進めるために退職補充の抑制などに取り組んで、適正化に向けて進めているところですが、まだ十分ではない状況です。

福田博之委員（分科員）

この後、複数年計画で徐々に146床に見合った人数を確保するのですよね。

頂いた資料で、あり方検討会で気になったことがあり、1ページ目のところで、県内の状況として「脳血管疾患患者及び心不全を除く循環器疾患患者の急速な減少が予想され」とあります。その中で、令和7年10月にも循環器のドクターを採用されて、今は3名体制です。市立病院はアブレーションに特化したような、循環器の中でも専門的な分野の診療を行っていますが、循環器・脳脊髄センターでは、循環器内科のどの分野で特徴を出していこうとお考えでしょうか。

医務薬事課長

現在、循脳センターでは、脳血管疾患や循環器の包括的な医療を提供すること、そして三次救急、三次医療の提供を役割として担っています。これまで医師が十分にいなかったことから、秋田大学との連携を強め、医師の採用に取り組んで3名体制になった状況です。

今後は、あり方検討委員会で循環器も含め、循脳センターとリハセンの在り方が、ほかの医療機関との役割分担でダウンサイジングできる可能性があれば、その部分はどこか、強化する部分があれば、ど

こか、複数のシミュレーションを行っており、そのような中で県立病院が医療のサービスとして必要なものが何か見極めながら、今後、検討していきたいと思っています。

福田博之委員（分科員）

以前は医局が違うことから、なかなか大学から医師を出していただけないとの声もあった中で、すごく大きな進歩だと感じております。

もう一点、循環器・脳脊髄センターの関連で、新薬によるアルツハイマー病治療の件です。アミロイドとレカネマブについて、前年に比べてかなり実績も上がっている状況で、循環器・脳脊髄センターでの新薬の患者負担は、3割負担だと大体どのぐらいになるのか。また、服用回数や、どのくらいの期間の服用になるのか。実際に治療を受けるに当たって、ハードルが高いのか低いのか、お伺いします。

長寿社会課長

長寿社会課で認知症を所管している関係で、その点を調べており、私からお答えします。

レカネマブは年間総額で64万2,000円ほど掛かります。これに対する自己負担は、高額医療費制度を適用しつつ、年齢や所得に応じてかなり変わるのですが、例えば70歳から74歳の非課税世帯ではない方であれば、年間自己負担が14万4,000円で、同じく70歳から74歳の非課税世帯は、この年齢層だと非課税世帯が結構多いと思いますが、年間自己負担が9万6,000円です。ケースによって、いろいろあるのですが、シミュレーションとして計算しています。

福田博之委員（分科員）

診療報酬の数字を見ても、循環器・脳脊髄センターにとって、これから利益を出していく上でかなり重要な項目になってくると思うため、これからも進めていただければと考えております。

医務薬事課長

こちらは薬価が高く、仕入れ費用もかさんでおり、経営状況を劇的に改善するところまでは至っておりませんが、認知症の早期治療として県立病院が実施する意義は高いと思っておりますので、今後も実績を積み重ねてまいりたいと思っております。

児玉政明委員（分科員）

こどもの貧困解消対策推進計画の概要で、今後の具体的な取組として、子供の生活支援に体験の部分を新たに入れてもらえるとのことでした。どのような部分を盛り込んでくれたのか、お聞きしたいと思います。

地域・家庭福祉課長

このたび法律が改正され、体験機会の提供が盛り込まれた点を踏まえ、3次計画に具体的に盛り込むため、県庁内で事業を行っているところがあるか確

認したところ、教育庁で、教育施設のセカンドスクール的な利用に取り組んでいる事業がありました。それを今回、素案に新たに書き加えております。具体的に申しますと、学校と教育施設の連携で、少年自然の家や博物館、美術館といった施設において、郷土の自然や文化に触れる体験や共同生活体験といった活動の充実につなげていく取組です。あくまでも学校の授業の一環で、貧困状態にある子供だけを対象とした事業ではないのですが、貧困計画の場合、目的は直接の貧困対策でなかったとしても、最終的にしっかり取り組むことによって貧困解消につながるという意味で、様々な事業を盛り込んでおります。その中に、新たにセカンドスクール的な教育施設の利用の取組を盛り込んでおります。

児玉政明委員（分科員）

第2次計画の目標の評価で、3ページの8番目、子ども食堂等の支援団体が直近値で19市町村です。6月に支援団体を増やすための補正予算があったのではないですか。10団体分に増額し、全市町村をカバーするわけではないですが、団体を増やしたいということで、それ以来、市町村で増えているか確認したいと思います。

地域・家庭福祉課長

6月補正で立ち上げ補助金を増額しております。今年度の状況ですが、4件活用していただいております。その結果、19市町村が3月末現在の状況でしたが、現在、空白地帯が3市町村の状況になっており、もう一頑張りのところまで来ています。それぞれの市町村の事情があるため、25市町村全てが達成できるかは不透明ですが、今回、この目標は、これでめどを付けさせていただき、3次計画ではよりワンランク高く、新規団体をさらに増やしていく目標を掲げたいと考えています。

児玉政明委員（分科員）

この数字は最終的に変わることになるのですか。

地域・家庭福祉課長

現在、見込みとしては22市町村まで見えている状況で、できれば25市町村、残りの3月まで頑張りたい状況です。

児玉政明委員（分科員）

貧困状態にある子供の発見の難しさで、貧困の特徴など、その状態を発見するのは、なかなか難しいです。相対的な貧困家庭は結構分かりやすいというか、調べやすい部分に入ると思いますが、本当に見えない貧困、絶対的貧困に対するアプローチや支援の仕方が本当に重要になってくると思います。素案でそのような部分に踏み込んだところがあれば、お聞かせ願いたいです。

地域・家庭福祉課長

発見の難しさが本当に重い課題で、結論から申し

ますと、2次計画から特に目新しく、発見のしづらさを解決するような妙案は盛り込めなかったのが正直なところですが。資料に記載のとおり、引き続き関係機関が連携し、地道に取り組んでいくことが一番求められていると考えているため、いわゆる今の絶対的貧困——本当であれば、生活保護や生活困窮者自立支援につながるべきはずの子が、つながっていない状況を幾らかでも打開するため、特に子供は学校が非常に重要な位置づけを持ちますので、一番子供の身近にいる学校、先生方に引き続きアンテナを張り巡らせていただいて、そのような子がいるとの情報がスクールソーシャルワーカーにつながれば、必ず何かしらの支援につながってくると思います。教育庁との連携を特に重点に置きつつ、今後も取り組んでいきたいと考えております。

児玉政明委員（分科員）

少なからず、そのような世帯、家庭がいると思います。おっしゃったとおり、学校や支援団体と情報交換、情報共有しながら救えるように進めてもらえればと思います。

松田豊臣委員（分科員）

子供の貧困に関連して、今現在、国の数値で9人に1人が貧困状態にあるということです。第3次において、秋田県としてどこまで解消、改善を目指していく計画ですか。

地域・家庭福祉課長

国の貧困率では、例えば9人に1人と具体的な数字が出てきますが、なかなか目標値として掲げるのは難しいと考えています。

正直申しますと、今よりも幾らかでもいい方向に、貧困と呼ばれる状態の子を減らしていく視点で取り組んでいきたいところが根本にあります。そのような中、今回の計画でも示しましたが、就学援助を受けている子供の数を一つの指標として、今の7,297人を7,000人にする目標が立てづらいつころもあり、幾らかでも減らしていくため、一つの指標として注視してまいります。

松田豊臣委員（分科員）

確かに数字は把握しにくいし、見つけにくい、達成すべき目標を設定しにくいと思いますが、できるだけ全国の平均値よりは下回るように努めていかないといけないだろうと思っています。今の第2次計画で取り組んできたことを踏襲しながら、第3次は組まれていると思いますが、当然、それ以外にも進めていかないと、さらなる解消、改善に向けた取組が進まないと思います。今回は新しい取組は難しいとの判断でしょうか。

地域・家庭福祉課長

全く今まで考えつきもしなかった新しい取組は、正直、思い浮かべていない状況です。

その中で、先ほど申し上げた体験機会の提供の観点と、やはり民間の力がどうしても必要です。今までの子ども食堂や制服リユース等は、今までよく言われてきたところですが、より視点を広げて、体験機会を提供できる民間団体をもう少し広げていきたいと考えておりますし、ダイナミックな今までなかったものは思いつかない状況ですが、今までの活動を幾らかでもバージョンアップしながら、力を入れていきたいと考えています。

福田博之委員（分科員）

県内調査で、横手地域の子ども食堂を運営している団体と福祉環境委員会で意見交換した経緯があり、その中で声が上がったこととして、行政の支援について話を伺いました。子供たちのためにも学校にスケジュール表を渡して、配布してほしいと言ったところ、断られてしまった事例があったそうです。そのような実態は県として把握されていますか。やはり社協も絡んでいるため、子ども食堂に来たことによって、生活の安定に資する支援で、そこで初めて困窮している子供の世帯が把握できるきっかけにもなっているそうです。教育委員会との連携は本当にマストだと思っており、情報はつかんでいますか。

地域・家庭福祉課長

今のような意見を直接、聞いたことはなかったですが、いずれ学校との協力は非常に重要だと考えております。子ども食堂の開催スケジュールについて、今、あきた子ども応援ネットワークという団体のネットワーク組織で、ホームページを令和3年度から立ち上げており、そのホームページを確認すれば、子ども食堂の開催スケジュールは確かに分かるのですが、一人一人がわざわざホームページを見て確認するのは、なかなか現実的ではないだろうと、学校に子ども食堂の開催スケジュールをお知らせし、子供たちに知らせたいと思っています。

今回、初めてですが、早速この冬休みから、子ども食堂の開催スケジュールをまとめたものを学校に配布したいと考えております。今、ちょうど冬休み期間中の開催スケジュールを民間団体に照会をかけているところです。長期休業期間中の子ども食堂の開催状況を子供たちに知らせていく活動として、続けていければと考えています。

福田博之委員（分科員）

早速の対応、ありがとうございます。

子ども食堂を運営している皆さんも、私たちは行政ができないところを取り組んでいると、すごい責任感の下で頑張っている方が多いため、後押しを引き続きお願いしたいです。

竹下博英委員（分科員）

資料によれば、子供の貧困率が11.5%で、統計が出た頃は6人に1人、7人に1人で、今は大体

9人に1人と、だんだん向上してきたのですが、ひとり親では44.5%と高い数字になっています。ただ、これは全国の数字で、では秋田県はどうなっているのかと言ったとき、都道府県は無理だと既に書かれています。そのため、今度は就学援助率だと、県独自で1人分まで数字が出てくるということです。ということは、この先、国は何年かに1回出てきますが、毎年数字に持っていくとすれば、課としては今の7,297人、12.8%を基準として、今後捉えていくと考えてよろしいですか。

地域・家庭福祉課長

一つの重要な視点として考えているため、おっしゃったとおり、この率と人数を減らしていくことを目指したいと考えております。

竹下博英委員（分科員）

それから素案の11ページで、(2)イに生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率とあります。これをずっと見ていくと、上下いろいろあって推移していますが、令和5年4月から令和6年3月の欄で、一般世帯Aが1.1倍、生活保護世帯Bが7.4と極端に高い数字になっています。この数字の原因は分かりますか。

地域・家庭福祉課長

すみません。分母と分子が何人か、手元にデータがないのですが、いずれ生活保護世帯の場合、やはり一般世帯に比べると分母が少なく、若干の人数の上がり下がり率で率がぶれてくる実態があります。それを回避するため、一応5年平均で算出しているのですが、少しの要素で大きな数字の上がり下がりが出てくることはあり得ると考えております。

竹下博英委員（分科員）

何でかというのと、1.6、2.5ぐらいの差はありますが、7.4は3倍ぐらいの差になっています。この原因は、例えば生活保護世帯が少なくなって、分母が小さくなったこともあると思いますが、もし中退そのものの数が増えたとしたら、何か原因があり、学校をやめた子が多いわけです。その前後はどうなっているのか、そこまできちんと配慮して調べないと、ただ増えて残念でしたと終わって、統計の意味がないです。令和6年から令和7年の数字が来年になれば出ると思うため、そこを注視し、実際に増えているのかどうか、そして増えてしまったとしたら、何十年と増えているはずですが、7,900人のうち高校生が何人いるか分からないですが、注視してほしいです。どうですか。

地域・家庭福祉課長

この数字に少し注意が回っていないところでした。今後、このような特徴的なデータの動きがある場合、しっかりと状況を確認した上で、原因と対応策、解決策があるのか、しっかりと検討してまいりたいと

思います。

山形健二委員（分科員）

子ども食堂ですが、一生懸命皆さんが自前で取り組んでいる中で、子ども食堂に参入するのは意外と簡単とのことで、やりたいと手を挙げると、もちろん、その人たちがいろいろ努力しなければいけないことはあるのですが、割と入り込みやすいと。一部の子ども食堂を運営している方が、食材を結構もらえるみたいで、食材を持って余すと自分で営業している店に使っているとの話がありました。実際、見たわけではないので分からないのですが、同じ子ども食堂を経営している人同士で、そのような話があったようです。やはり食材が余って捨てるのはもったいないため、ある程度、容認しているのか。それとも、使い方に関して、真面目に取り組んでいるところもあれば、店に使えるから取り組む考え方の人もいるとの話があり、ある程度のルールは必要ではないかと思ったのですが、どのようにお考えですか。

地域・家庭福祉課長

今までそのような視点で子ども食堂を捉えたことがありませんでした。

実際、子ども食堂を運営している団体の声を聞くと、確かに寄附が一頃よりは減ってきたとの苦しい声を聞きつつ、それなりに寄附は集まっているとの声もある中で、今まで余った場合の視点に考えが至らなかったため、実際、そのような状況があるのかどうか、社会福祉協議会にネットワークの中核となるコーディネーターを配置して取り組んでいるため、コーディネーターを通じて実態を確認しながら——子ども食堂を制約するルールは少し難しいと思いますが、より適切な方向に導いていける方策があれば、考えていきたいと思います。いろいろ状況等を確認させていただければと思います。

山形健二委員（分科員）

商売している人であれば、子供の貧困のために一生懸命やりたい思いもあり、食材をもらえて、子供たちのためにもなり、残ったら自分の仕事にも使えてしまうのは一石二鳥ではないかと考える人はもちろん出てくると思います。それをよしとするのか、駄目と言うのか。一生懸命取り組んでくれているため、ある程度、目をつぶるのかもしれないですが、いかななものかとの声がありました。その辺のルールが、いずれ必要になってくるかもしれないため、実態把握をよろしくをお願いします。

杉本俊比古委員（分科員）

認知症施策推進計画についてお伺いします。

昨日、ここにお並びの委員の皆さんも出席されたのですが、県医師会と意見交換会が行われました。そのときの話題から1点、お伺いしたいのですが、補聴器のことです。全体の推進計画（素案）を拝見

すると、認知症の対応について、一人ひとりを見捨てないとの項目は、いろいろイメージできる形で載っていますが、予防については書きぶりが少し薄い気がします。

予防は、素人ながらですが、例えば体を動かす、外に行く、何かをするなど、ほかの部局の取組とのミックスアプローチも予防につながる部分が多々あると思います。その際に話題になったのは、耳が聞こえないことは認知症が進む要素として非常に大きいとの話でした。耳が聞こえなければ、話をしていくことに脳がこなせない、話題の中に入れないため、家庭内や職場で孤立し、認知症になっていくことが傾向としてははっきりしているそうです。

補聴器は安くないため、県医師会か地域の医師会か分かりませんが、医師会として要望活動をしたことがあり、県内でも市町村によっては、補聴器に対する補助を制度化しているところがあるそうです。その実態は把握しているのでしょうか。

長寿社会課長

3つほど質問があったと思いますが、最初に補聴器補助の状況で、県では行っていません。県内市町村では、65歳以上の高齢者に対して補助を行っているのは14市町です。全国的に市町村で行っている事例が多く、都道府県で行っているのは2か所、東京都と山梨県だけです。実態としては、そのような状況です。

それから、予防をもっと計画で取り上げるべきとのことについて、実は我々も予防は非常に大事だと捉えており、対策も行っています。今年度からは認知症予防のための新規事業を立ち上げ、秋田大学の協力を頂いて、県内で展開しております。一方で、計画では予防に対する取上げが、6ページ目の基本施策の一番下の認知症の予防で、実は我々も意見を頂いています。今回の素案に反映できなかったのですが、認知症施策に関わるネットワーク会議を開き、その中で第一線で頑張られている医師からも、もう少し予防を前面に出したほうがいいのではないかと意見を頂いています。確かにそのとおりだと認識しており、この後、もう少し大きく取り上げる形で計画の中身を検討したいと考えております。

それから3点目として、加齢性難聴との関連です。確かに加齢性難聴との関連が近年、いろいろエビデンスも出てきており、WHO、厚労省を含め、加齢性難聴に着目した認知症予防にもっと力を入れる施策がいろいろ出てきております。県としても、先ほど申し上げた令和7年度に新規で行った事業が、まさに認知症予防の加齢性難聴を切り口とした事業で、具体的には、認知機能テストを行い、認知症の傾向があり、このままだと認知症になるかもしれない方に対して、早めに対応し、病院にかかることを勧奨

する取組を行っています。単なる認知機能テストだけではなく、加齢性難聴のテストも一緒に行い、そのような観点からも耳鼻科の受診を呼びかけると。自分に合った補聴器を付けることは、認知症予防にもなるとの事業を今年から立ち上げて、今年度は3か所のモデル市町村に取り組んでいただき、来年以降、予算が認められれば、横展開していきます。

杉本俊比古委員（分科員）

その先生の要望活動から受けた印象は、言葉を飾らないで言えば、市町村にお願いしに行けば、県の動きを見ている印象で、県に行けば、市町村がきちんと対応してもらわないといけないと、ボールの投げ合いがあったそうです。いずれ、今おっしゃった加齢性難聴の対策が、認知症予防に効果があるとのエビデンスが出ているとすれば、もう少し予防を前面に出した表し方は大事だと思います。

それから、このようなエビデンスが増えてくると、これから県で助成や補助の動きが広がっていくことも十分考えられます。山梨、東京のほかに新潟でも、そのような動きをしていると昨日、伺いました。

推進計画を作った暁には、この後、予防のための具体的な政策を展開していくようお願いしたいと思います。

長寿社会課長

実態として住民に近いところの施策は、やはり市町村が中心になるため、介護予防、認知症予防の市町村の役割は大きいと思います。県としても当然、新規事業を今年に立ち上げていますし、来年度以降も新たな取組を行いたいと考えているところです。引き続き、いろんな新たな知見をどんどん取り入れながら、取組を展開していきたいと考えております。

福田博之委員（分科員）

介護保険制度について、県内の介護事業所の事業継続が、かなり厳しい状況が続いているとの声が日々届いており、事業主自身も自身の報酬を削って、ほぼボランティアに近い状態で頑張っているとの話でした。

6月議会の代表質問に対する知事答弁で、国としては何らかの財政措置を検討するとの内容をおっしゃってございました。臨時の介護報酬改定が予定されているようですが、その後の国の動きはキャッチされていますか。

長寿社会課長

国では、財務省と合意した内容として、令和8年度において何らかの財政措置を行うことを明言しており、そのことを一般質問で答えさせていただいたと思います。

現在の状況は、令和9年度の介護報酬は当初どおり行い、その前の令和8年度に期中改定を行うことが我々にも伝わっております。ただ、どのような改

定になるのか、情報がないところです。国の審議会の議論も見て、令和9年に向けた議論はずっと前から行っているのですが、令和8年度に向けた議論が今のところ見当たらない状況であるのが正直なところです。

また、改定によらない財政措置も、国が先日28日に閣議決定した経済対策に、さらなる賃上げやコスト増要因の対応が盛り込まれているため、県としても早急に呼応し、できるだけのことを行いたいと考えております。

福田博之委員（分科員）

11月の報道でも補助金や賃上げに対する支援が行われる予定だと書いてありましたので、今、おっしゃったのと同じニュアンスと理解してよろしいですよ。

長寿社会課長

そのとおりです。

児玉政明委員（分科員）

9月の一般質問で同僚議員から、看護師の育成確保、看護職を目指す高校生の受皿について、由利本荘看護学校が令和9年度以降、募集停止するため、衛生看護学院のサテライト校として、地域にとって最も理想な選択になるのではないかと質問がありました。答弁としては、今後、在り方を検討することでした。

10月に委員会の県内視察で衛生看護学院に行きまして、新号学院長にもサテライト化に対して可能性や課題等を伺ってきたのですが、入学定員を増やさなければいけない、教員の増加や施設整備、それから学校行事等の部分で、課題が結構あるとのことでしたが、コスト的な課題がクリアできれば、やってやれないこともないのではないかと意見も伺ってきました。一步でも二歩でも進めてもらえればと思っておりますが、それ以降、どのような検討をされているのか、状況をお知らせいただければと思います。

医療人材対策室長

由利本荘地域の看護師養成機能の維持については、一般質問での知事答弁のとおり、衛生看護学院のサテライト校について検討しているところです。

おっしゃるとおり、様々な課題がある中で、看護職員の募集が途切れることがないように、令和9年度から新たな体制としてスタートできないか検討を重ねているところで、2月県議会の委員会において、詳細を改めて説明させていただければと思っております。

児玉政明委員（分科員）

そうすれば、2月県議会では前向きな方向性ですか。どのような感じでしょうか。言えるところで結構ですが……。

医療人材対策室長

選択肢が限られている中で、できるだけ前に進めた検討内容で、前向きに説明するように頑張りたいと思っています。

児玉政明委員（分科員）

ヤングケアラーの漫画で、7月17日に制作発表会が行われ、本県出身の漫画家、山田はまちさんが啓発漫画を作成しているとのことで、完成時期について、お知らせできることがあればお聞きしたいです。

地域・家庭福祉課長

完成時期は年度内で、3月になります。実際の学校への配布は年度明けで、基本的に今ほどの学校もタブレットが主流ですので、データ化してタブレットで見ただけの形と、各施設に紙でも置ければと考えております。

漫画の制作状況は、県のSNSを活用し、こんなところまで出来上がっていることを広報しています。より皆さんにヤングケアラーという言葉を知ってもらいながら、年度末の完成に向かっている状況です。

児玉政明委員（分科員）

啓発漫画として、かなり良い材料になると思います。契約内容等によると思いますが、例えば秋田県だけではなく、他県にも広められる仕方も考えているでしょうか。

地域・家庭福祉課長

今のところ、県内学校を想定しておりますが、漫画のストーリーは、当然ながら秋田県を舞台っぽくしつつ、内容としては全国的に通用するものになると思います。実際に我々が参考にしたのも他県の漫画ですので、県内に限らず、全国的にこの漫画の存在を知ってもらえるようにしたいと考えてます。

松田豊臣委員（分科員）

食育推進計画の素案で、学校給食の件です。学校給食における地場農産物活用率が、令和6年度で22%です。令和元年度は32.1%まで活用が増えていましたが、どんどん減って、10%ほど減っています。地場産品の量や価格の問題が大きな要因でしょうか。

健康づくり推進課長

学校給食における地場農産物活用率は、教育庁所管の指標になっておりますが、先般行った第2回目の食のあきた推進会議では、給食施設が大規模なセンター化になり、1つの施設で作る食数が多くなっている現状があると伺っております。それで一定数量の農産物の確保が、なかなか困難になっているため、活用率が伸びないと伺っております。

松田豊臣委員（分科員）

いかにして活用していただけるか、今後の方向性ですが、何か取組、案があるのでしょうか。

健康づくり推進課長

教育庁の担当からは、引き続き、地場農産物の活用には努めていくと聞いておりますが、活用率は目標値から外すと伺っております。引き続き、旬のもの、地場農産物を使った給食の工夫に努めていくと伺っております。

松田豊臣委員（分科員）

人口減少で子供の数も減っている中で、量が少ないのは分かるのですが、本当に活用してもらえればいいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で健康福祉部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、午前10時に委員会及び分科会を開き、生活環境部関係の審査を行います。

散会します。

午後2時38分 散会

令和7年12月5日（金曜日）

本日の会議案件

1 議案第200号

令和7年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（生活環境部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第217号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）

3 議案第247号

公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）

4 議案第248号

公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）

5 議案第249号

公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）

6 議案第250号

公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）

7 議案第251号

公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）

8 議案第252号

公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）

9 生活環境部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	山形健二
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	杉本俊比古
委員（分科員）	福田博之
委員（分科員）	松田豊臣

書記

議会事務局議事調査課	須藤優平
議会事務局議事調査課	佐藤達也
健康福祉部福祉政策課	小玉遼平
生活環境部県民生活課	草野邦俊

出席委員（分科員）

委員長（会長）	山形健二
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	鈴木洋一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	杉本俊比古
委員（分科員）	福田博之
委員（分科員）	松田豊臣

説明者

生活環境部長	信田真弓
生活環境部次長	熊谷仁志
生活環境部次長	高橋佐紀子
生活環境部参事	一関雄一
県民生活課長	杉山明生
環境管理課長	田村高志
八郎湖環境対策室長	藤原慶一郎
温暖化対策課長	野村桃子
環境整備課長	川原和志
生活衛生課長	三浦聡子
自然保護課長	加賀谷一樹

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会福祉環境分科会を開きます。

初めに、生活環境部関係の議案に関する審査を行います。

議案第217号及び議案第247号から議案第252号まで、以上7件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第200号のうち、生活環境部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

県民生活課長

【議案〔9〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生活衛生課長

【議案〔9〕及び提出資料により説明】

自然保護課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

猟友会から竹下会長の議員連盟に要望書が出されて、それに対して対応していただき、一般質問でもいろいろ出ていましたが、要望に応える努力をしていただいたことには感謝を申し上げます。

最初にツキノワグマ被害防止総合対策事業について、猟友会の要望では、やはり市町村ごとに動員要

会議の概要

午前9時57分 開議

請する際の報奨金に随分ばらつきがあると。それに関して、各地区の猟友会の意識に、不公平感が生まれているとの認識を持っておられました。今回、県で措置した事業内容で、補助は市町村ごとに対応しているところもあると思いますが、市町村の対応にそのまま上乘せするとの理解でよろしいでしょうか。

自然保護課長

そのとおりです。おっしゃるように、市町村によって実施隊の報奨等に、かなりばらつきがあり、先月の県と市町村との協働政策会議でも上げるように要望したところですが、今後だと思っています。

今回、このような形で行うのは、やはり今年、春先から出没がかなり多く、ずっと継続して実施隊が頑張っていたいたためです。実施隊や猟友会は常に危険を伴い、土日もなく頑張っていたいたため、猟友会員や実施隊員の疲労、心身的な負担等を考えて予算化しました。

杉本俊比古委員（分科員）

出没した際の猟友会、実施隊への出動要請の奨励金等だと思いますが、市町村との協働政策会議に諮った印象として、猟友会が一番思っている市町村ごとのばらつきに対する不公平感は、解消する方向の認識ですか。

自然保護課長

協働政策会議の協議として上げさせていただき、全員から承認されたと理解しており、今後、各市町村において改正されていくと考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

捕獲従事者慰労金は、会員1人当たり2,000円とあり、これは実施隊へ出動要請した際、出動した会員を把握し、1人当たり幾らと、言ってみれば県猟友会がプールする運用ですか。

自然保護課長

2,000円は、実施隊員はもちろん、猟友会員も今後、狩猟等によりクマ捕獲に寄与していただくこともあり、猟友会全員と考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

それぞれ事案ごとにあると思いますが、捕獲従事者とは猟友会全員ですか。

自然保護課長

そのとおりです。

杉本俊比古委員（分科員）

猟友会と話をする、例えば高齢化や対応の技術的な未熟等があるとの話は折々聞くのですが、捕獲従事者の枠で捉えると、高齢化や技術的なもので捕獲業務に当たれない会員もいると思います。そのような方々にも、慰労金は支払われるイメージでの予算ですか。

自然保護課長

そのとおりです。実際に実施隊が一生懸命動いて

もらっており、その方々が苦勞していると思いますが、それに加えて猟友会全体と、今後、狩猟による捕獲もあるため、狩猟による捕獲圧を進めていただきたいこともあり、猟友会員の全員と考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

この話を聞くと、実際に捕獲業務に危険を冒して対応する猟友会員がいて、年齢的なことなど、いろいろあって実務に関われない会員もいます。それを全部一くりにするのは、運用に当たって猟友会と相当、議論や協議の必要性が出てくるのではないかと思います。どうですか。

自然保護課長

猟友会とも話はしていますし、実際に従事する方々については1頭当たり7,000円でケアできます。要は、実際に一番大変なのが7,000円のほうで、解体や解体後の残滓処理に非常に掛かると。プラスアルファで銃弾、その他もろもろ、燃料代も掛かるとのことで、捕獲に重点を置き、1頭当たり7,000円と提案しております。

杉本俊比古委員（分科員）

先ほども申し上げたように、市町村ごとの制度的な話で、ばらついているかどうかはともかく、市町村の制度の考え方は、基本的に捕獲の奨励金1頭当たり何ぼと、それから捕獲従事者の慰労金で、基本的な考え方は市町村でも共通しているのですか。

自然保護課長

市町村の実施隊の経費は、あくまでも実施隊の方々が有害鳥獣捕獲で、市町村の要望に応じて動いていく形で決まっている基本のものですが、今回、予算化したのは、あくまでもそれに加えて、春先からずっと継続しているため、それに対して慰労したいこと、あとは今後も狩猟を続けていただき、クマ対策に協力していただきたいため、2,000円も計上しています。

杉本俊比古委員（分科員）

猟友会からの要望を、議連の会長を通じて部長にお渡しして、いろいろ応えていただいていることには感謝しますが、ばらつきの不公平感は、やはり彼らの活動のモチベーションに大きく影響していくと思います。これからの運用は、市町村の制度と併せる考え方もあると思いますが、その辺をしっかりとリーダーシップを持って、猟友会員の公平感を損なわないように、よろしくお願ひしたいと思います。

生活環境部長

市町村の実施隊の報酬は、確かにおっしゃるとおり、年額、月額、日額あるいは頭数に応じた形で、非常にばらつきがあります。それに関しては、先ほど課長が申し上げたとおり、県と市町村の協働政策会議において、危険性や業務の重大性に鑑みた報酬

改定をお願いしております。会議においては、皆様から見直しに合意を頂いておりますが、それぞれの市町村の対応もあるため、意見交換しながら、また改めて、何とか検討していただくようお願いしてまいります。

鈴木洋一委員（分科員）

市町村のばらつきは、どれぐらいあるのか。この間、新聞に載っていましたが、北海道は1頭1万円から6万円ぐらいの物すごいばらつきがあります。実際、どれぐらいの市町村が1頭当たりで払っているのか。

自然保護課長

先ほど部長が言ったように、年額と日額で分かれている市町村もありますし、どちらもあるところもあります。それから、回数に応じて払っているところと、1頭当たりの捕獲頭数に応じた形で、かなりばらつきがあります。

年額ですと、多いところでは1人当たり2万7,000円です。

鈴木洋一委員（分科員）

1人当たり1年に2万7,000円ですね。

自然保護課長

そうです。少ないところでは2,000円です。そういうところは、例えば日額1万1,000円など、そのようにケアしているところです。

また、日額は、高いところが1万2,000円、少ないところが2,500円で、年額や日額、それから1頭当たり1万円や1万6,000円のところもあります。そのようにバランスをとっていると感じております。

鈴木洋一委員（分科員）

そうすると、1頭当たり幾らでは、全市町村が出しているのか。

自然保護課長

8市町村です。

鈴木洋一委員（分科員）

1頭当たりでは出していない市町村が多いのか。

自然保護課長

そのとおりです。

鈴木洋一委員（分科員）

1頭当たりで出していない市町村の猟友会員にとっては、命をかけてクマを捕獲して1頭当たり7,000円で、全国的にも物すごく安いと思います。

この間、長野県小諸市が今まで1頭当たり1万8,000円出していたのを、予算の関係で1万5,000円に下げたことで、猟友会から物すごいブーイングが出た話も新聞に載っていました。それから見ても7,000円は、いかにも安いと感じます。市町村にばらつきがないように、県が中に入る

ことになるとと思いますが、市町村と話し合い、実際に猟友会員で従事している人は、危険を顧みず取り組んでくれているわけだから、それに見合う報奨金を出すべきではないかと思います。どうですか。

自然保護課長

そのような意見も重々感じております。ただ、今回の場合は、あくまでも実施隊の通常の活動は、市町村でケアするものと前提に置きながら、春先からずっと頑張っていたいるため、その後の解体、残滓処理、それから燃料費や銃弾等を猟友会と相談し、この金額になりました。

鈴木洋一委員（分科員）

捕獲従事者慰労金を会員1人当たり2,000円でまとめて、秋田県の猟友会に渡す形になるのでしょうか。県の猟友会員が何人いるのか分かりませんが、猟友会に渡し、猟友会が会員1人当たり2,000円を配るのか、それとも猟友会が全部もらって、実際に現場で捕獲に従事した人たちに配るのか。今、杉本委員が聞いたかったのは、そこだと思います。

自然保護課長

支給については、一旦、全部を猟友会に支払い等を委託し、猟友会が地区猟の実情、頭数に応じて支払っていくスキームです。

鈴木洋一委員（分科員）

そういう仕組みでしょう。要は、支払い方法は猟友会に任せるのだよね。

自然保護課長

そのとおりです。

児玉政明委員（分科員）

同じくクマ関連で、イメージは大体分かりましたが、2,465万円のうち、捕獲奨励金が1頭7,000円で、トータル幾らですか。それから、捕獲従事者慰労金は2,000円ですが、どのような金額になっているのか教えてください。

自然保護課長

捕獲奨励金が2,100万円、捕獲従事者慰労金が285万円です。

児玉政明委員（分科員）

捕獲奨励金が2,100万円だと、3,000頭分ですね。従事者慰労金が285万円の2,000円で、何人か今すぐ出てこないですが、クマは3,000頭を見ているのであれば、今現在、駆除した頭数は何頭ですか。

自然保護課長

11月の途中経過ですが、2,400頭を超えております。

児玉政明委員（分科員）

例えば今年度、3,000頭をもし上回った場合は、さらに追加なのか、予算内で収めるのか、そ

の辺はどうなっていますか。

自然保護課長

狩猟期間終了までの2月15日までの捕獲頭数にしており、その前段で猟友会と協議しながら、必要に応じて補正をお願いすることもあり得るかと思えます。

児玉政明委員（分科員）

7,000円について、鈴木委員からも妥当なのかと意見がありました。猟友会からは、おととしも7,000円で取り組んだとのこと。

7,000円の要望が来ているため、それに合わせたとのことですが、担当課では、これでは少ない、多いなどの検討はされたのでしょうか。

自然保護課長

猟友会の要望等も踏まえ、実際に実施隊が活動している経費の基本は市町村ですが、それに加えて一番大変なのが、やはり捕獲後です。1日に数頭捕れると、捕獲後の処理が一番大変とのことで、その分の経費と見回り等に掛かる燃料代、それから銃弾など、その他の経費で算定しており、おととしと同じ7,000円です。

児玉政明委員（分科員）

慰労金285万円の人数を教えてください。

自然保護課長

猟友会員の1,425名で積算しております。

児玉政明委員（分科員）

事務費一式80万円は、県の猟友会の事務に充てるとのことで、内容はどういう感じですか。

自然保護課長

猟友会を窓口にするため、各地区猟の頭数管理、書類等のやり取り、それから支出等がありますので、そのような事務経費と考えております。

児玉政明委員（分科員）

事務費80万円の金額は変わらず、奨励金や慰労金がプラス、マイナスになったりすることはないですか。

自然保護課長

そのように考えております。

福田博之委員（分科員）

今回の捕獲緊急対策事業の施行日ですが、年度初めから遡って適用されるのでしょうか。

自然保護課長

今回の出没警報から猟友会の負担が始まったと考えており、今年の5月8日から警報が出ていますので、そこからの頭数で考えております。

福田博之委員（分科員）

5月8日から2月15日まで、必要に応じて補正をする認識でよろしいですね。

自然保護課長

そのとおりです。

福田博之委員（分科員）

ほかの委員からも話がありましたが、結局、捕獲奨励金1頭当たり7,000円は、ハンターが捕獲に行った場合、1人で行くことはまずないので、複数人で行くとき、4人で行くとすれば2,000円を切るぐらいの金額になってしまいます。銃弾や、実際に使った箱わなを川沿いまで持って行って洗浄したり、山の中で半日がかりで解体している状況で、やはり県としても金額としては十分ではない認識でしょうか。

自然保護課長

実際の実施隊の報奨等は、一義的には市町村だと考えています。市町村のばらつきもありまして、今回の場合、春先からずっと継続している実施隊の心身的、肉体的な慰労と考えております。全体を通すと確かに少ない印象はありますが、市町村の実施隊への報酬と合わせて考えています。

福田博之委員（分科員）

11月14日に国からクマ被害対策パッケージが出されておりますが、その中で、今回の捕獲奨励金の増額ができる可能性があるのではないかと思った部分があります。国でもハンターへの手当等の捕獲推進に係る費用について、交付金等による支援を行いたいとのことで、県の予算は限られて難しいため、国にも訴えていただき、交付金を活用すれば奨励金も増額できると考えています。国の動きは何か把握していますか。

自然保護課長

これまでも実施隊の報奨については、農林水産部が所管している交付金でケアされていくものと感じております。その辺も今後、市町村が考えながら活用し、増額や改善につなげていただけたらと思っています。

竹下博英委員（分科員）

私からも、まとめながら聞きたいのですが、福田委員がおっしゃってくれましたが、5月から2月まで遡って支給されると。

それから、1頭7,000円は先ほど来、問題になっていますが、各市町村ごとに、今までクマ被害を実際に受けてきたところと、ほとんどなかったところの差は、やはり昨年まではあると思います。今年は異常なので、早急に調査し、ある程度きちんとしたものを出していかないと、モチベーションに関わると思います。

猟友会からの要望で一番大きかったのが、奨励金と、ふだんの見回りなどで、それでもなかなか手が回らないとのことで、基本的にはクマの駆除に対しては、市町村がきちんと手当てするのが建前だと思います。ところが、そこにばらつきがあることで今、話題になっていますが、それに加えて1頭

7,000円とは、1頭捕獲すると猟友会に7,000円を補助するということでしょう。その1頭について、7人行けば1,000円ではなく、1頭につき7,000円だから、別に何人行ったかは頭に置くことではないわけでしょう。

自然保護課長

そのとおりです。

竹下博英委員（分科員）

それを猟友会で分配を考えていくと、恐らく話合いで出ていると思いますが、そういう考え方でいいですよ。

自然保護課長

そのとおりです。

竹下博英委員（分科員）

それから確認で、従事者慰労金は猟友会の名簿に従って、人数掛ける2,000円で一括して、県の猟友会に補助金として出して、猟友会が各支部や個人に使用していくのだよね。

自然保護課長

そのとおりです。

松田豊臣委員（分科員）

福田委員からも話があったのですが、パッケージの件で、国から幾らぐらい交付金が入るのか、話は県に届いていないのですか。

自然保護課長

パッケージで概略は示されたのですが、具体的なものはこれからで、今、市町村等にどのような要望があるか、確認しているところです。

松田豊臣委員（分科員）

いつぐらいに示される予定でしょうか。

自然保護課長

詳細は今後、こちらで要望等を把握し、国に要望していく中で少しずつ明らかになっていくと思っています。現時点で詳細については確認されていません。

松田豊臣委員（分科員）

間もなく示されると聞いていますから、早急に内容を把握し、対応をお願いしたいです。

それから、各地域によってばらつきがあることは、やはり本当に是正していかないといけないと思います。先ほど来、各市町村で対応に努めていくと伺っていますが、県もしっかり入って、できれば同じ金額、対応になるまで調整を進めていただければと思います。いかがでしょうか。

自然保護課長

県と市町村との協働政策会議でも話させていただいていますし、主管である農林水産部とも連携しながら、各市町村に働きかけていきたいと思っています。

松田豊臣委員（分科員）

1頭当たりの奨励金には、解体費用等も含まれるとの話がありましたが、今回の一般質問でもあったように、個体を溶融するシステムも今後、検討してもらえればと思います。そうした場合に当然、奨励金7,000円だけでは済まない気がするのですが、そのようなことは検討されておらず、あくまで猟友会との打合せでの金額でしょうか。

自然保護課長

今回の金額は、猟友会と協議しながら、あくまでも捕獲に要した経費、それから捕獲後に対する活動等に対する支援です。

鈴木洋一委員（分科員）

指定管理期間が2年から10年までありますが、基準はあるのですか。2年や3年、5年や10年とあり、例えば祓川山荘と鉾立山荘は同じような山荘ですが、2年と3年です。この違いは何ですか。

自然保護課長

指定期間は原則5年ですが、祓川山荘は、県の公共施設の整備計画で、目標の使用年数が60年です。この部分が58年で、あと2年のため、現在、指定管理していただいている市と協議しながら、2年間で方向性を決めていくことにしております。

鈴木洋一委員（分科員）

それぞれの使用期限、築何年かによっても、改修するかもしれないし、そのような関係で指定期間がいろいろあるとの理解でいいですか。

自然保護課長

祓川山荘はそのような形ですが、鉾立山荘は、にかほ市が指定管理者になっています。にかほ市自体が、ほかとの指定管理期間が3年のため、市から3年にしてほしいとのことで設定しています。

杉本俊比古委員（分科員）

公の施設の指定管理関係でお伺いします。

指定管理料に係る予算案は、この後のスケジュールで2月議会に提案するとありますが、この6つの施設で利用料収入を指定管理料に当て込んでいるのは、どこですか。

自然保護課長

玉川園地駐車場が併用制になっております。

杉本俊比古委員（分科員）

そのほかの施設は、いずれも指定管理者と話し合って金額を決めるのですか。

自然保護課長

玉川園地駐車場は、1台当たり300円で設定していますが、それが収入となり、併用になっております。

杉本俊比古委員（分科員）

またクマに関わる話ですが、例えば奥森吉青少年野外活動基地や、玉川温泉付近の施設では、やはりクマへの対応は結構、気を配っていると思います。

奥森吉青少年野外活動基地で何かイベントを行う前に、例えば猟友会にお願いして、空砲によるクマの追い払いなど、対策を行っていると思いますが、それに関わる予算はどういう——おとしや今年などの頻繁に出る年や、出ない年があると思いますが、安全確保として、どのような対応を行っているか教えてください。

自然保護課長

今年も森吉などでもイベントがあり、安全管理には十分注意しながら行っています。指定料金を決める際は、物価高騰等について検討しながら積算していますが、クマに関する内容まで入っているかどうか、確認していません。

杉本俊比古委員（分科員）

例えば青少年の野外学習など、いろんな体験活動にも利用されることが結構あると思います。要するに、利用するに当たって絶対安全だと言わなければ、秋田に行けば危ないとの話だけが先行してしまうため、指定管理料の算定に当たっては、安全確保をしっかり行ってもらうための対応をしてもらいたいと思います。

例えば5ページの野外活動基地の総合評価として、2つ目の丸のところに「野生鳥獣センター（環境省）についても、当該団体が管理しており、緊急時の連絡体制等が評価された」とあります。緊急事態が起こる前に、どうPRするかだと思うため、安全な利用が確保されていると言える状態に持っていくようにお願いしたいと思います。

自然保護課長

今年も何回かそのような活動を行っており、クマに遭った、クマを見たとの情報は特にありませんが、引き続き、環境省の施設と連携しながら、安全対策について指導していきたいと思っております。

松田豊臣委員（分科員）

食品衛生法施行条例の一部改正について教えていただきたいのですが、全自動調理機の営業に関する基準で、法改正に伴って基準を定めるとの話で、コーヒーマシンの自販機だけが対象になるのでしょうか。全自動調理機のイメージが、いまいちつかめていないのですが……。

生活衛生課長

自動販売機と異なる自動調理機で、現時点で想定しているのは、飲料を調理して販売する形態です。参考の図で示したような、一見、自動販売機に似た形態だと思いますが、自動販売機で取り扱えないものも取扱いが可能になります。

松田豊臣委員（分科員）

今、県内に何台ぐらい設置されているのですか。

生活衛生課長

今現在、この形態で営業を行おうとすると、通常

の飲食店営業の許可範囲で行うことになり、事前の相談等を含めた事案がないため、今のところ把握はしておりません。今は通常の飲食店の許可施設で設置していれば可能ですが、その部分は条例改正後、基準が緩和された形で営業ができます。よって、現在は設置を把握しておりませんが、かなり少ない事案と聞いているため、ないと思います。

松田豊臣委員（分科員）

秋田市のセリオンに麵の自販機があるではないですか。あれは対象ではないのですか。

生活衛生課長

そちらは自動販売機の機能として、自動販売機の許可で行うことができる機種で、今回とは許可の基準が異なります。今現在、営業して行っているものは、自動販売機の許可で行っていると認識しております。

松田豊臣委員（分科員）

今後、全自動調理機を設置する際、飲食店の営業許可の申請をもう一つとらなければいけないのですか。それとも、飲食店全体として、店内でそのような調理機を設置する場合は、1つの免許申請でよいとの認識でよろしいですか。

生活衛生課長

同じ飲食店営業の範囲で行うことになりますので、飲食店営業の既存の許可で行う場合には、新たな許可は必要ありません。この形態だけを行う場合は、今回の基準に合わせた飲食店営業の基準で、許可を取得することになると思います。

児玉政明委員（分科員）

今の説明でも、いまいちイメージが分からなくて、無人でないといけないのですか。

生活衛生課長

無人でも行おうとする場合の基準になります。よって、従業員が確保できず、省力化で機械の機能を高めることによって、無人でも行うことができる営業形態です。

児玉政明委員（分科員）

県内では事例がないとのことですが、首都圏に行った場合、例えば無人カフェで出されるコーヒーや、無人の飲食店でロボットが調理する食事などに該当してくるのでしょうか。

生活衛生課長

将来的に技術が進めばあるかもしれませんが、現時点では、飲料を調理したものの販売を想定しております。

児玉政明委員（分科員）

分かったような、分からないような感じですが、いずれ人手不足や人件費削減が改正につながったとの認識でいいですよ。それもまた違うのですか。

生活衛生課長

そこに至った経緯や理由は、はっきりとは分からないのですが、恐らくは無人のレジが出来たりした流れで技術が進み、そのような形態として出てきたと思います。

山形健二委員（分科員）

現時点で飲料の調理を想定していると思いますが、この許可で、それ以外の調理は全自動調理機で可能ですか。飲料ではなく、例えばそば、うどん、ラーメンなど、ただお湯を入れるだけではなく、少し調理されて出てくる、ほかの調理も可能なのか、飲料だけなのか。その辺が分かれば教えてください。

生活衛生課長

現時点では、飲料のみを想定しております。今回は、想定した実証での検証を行い、実際の許可基準の変更を検討したと聞いております。もし、ほかの項目について出てきた場合は、また同じような形で、その基準で今、人が行っている施設と同じような衛生管理が担保できることが実証されて初めて、検討に入るのではないかと認識しております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で生活環境部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、生活環境部関係の請願・陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

県民生活課長

【共通資料「第2期あきた公共施設等総合管理計画（素案）について」により説明】

次長（高橋佐紀子）

【共通資料「第三セクターの令和7年度運営状況評価について」により説明】

次長（熊谷仁志）

【共通資料「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（素案）」により説明】

県民生活課長

【提出資料「第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（素案）について」により説明】

八郎湖環境対策室長

【提出資料「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）（案）について」により説明】

温暖化対策課長

【提出資料「第2次秋田県環境教育等に関する行動計画【中間見直し版】（素案）の概要」により説明】

環境整備課長

【提出資料「第5次秋田県循環型社会形成推進基

本計画（素案）について」及び「第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画（素案）について」により説明】

生活衛生課長

【提出資料「第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画（素案）について」により説明】

自然保護課長

【提出資料「森吉山周辺地域の国定公園新規指定について」及び当日配付資料「陸上自衛隊によるクマ被害防止の支援活動について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時15分とします。

午前11時44分 休憩

午後 1時12分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、生活環境部関係の所管事項に関する審査を行います。

午前中に行われた説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

杉本俊比古委員（分科員）

最初に伺うのは、質問というよりお願いに近いと思います。総合計画に関して、昨日も健康福祉部にお申し渡したのですが、指標がいろいろ出ています。新秋田元気創造プランから引用したこともあると思いますし、新しく設けたものもあると思いますが、今の知事の姿勢は、いろんな一般質問等を伺うと、成果に非常にこだわった行政運営をしていく方向だと認識しております。よって、様々な政策に関して、実績値や目標値の数字を載せていますが、資料に載っている数字は、計画の最後まで、慎重によく検討し、掲載していただきたいです。

例えば、91ページの実績値を見ると、2024年の人身被害者数が5人となっており、県のホームページに載っている人身被害者数は多分、この数字ではないです。確かに知事の一般質問の答弁等を聞くと、新しい総合計画で、生活圏における人身被害ゼロを目指すとお答えになっており、2026年からずっとゼロを並べています。簡単に言えば、ほか

の項目も含め、実績値や目標値をよく精査していただきたいです。

もう一点、少し性格が違いますが、95ページの指標に、環境イベントのアンケートで意識が高まったと回答した人の割合が指標になっています。この指標を設定するのは、相当考えなければならず、難しいかもしれませんが、意識が高まった上で、どう行動したかとの成果指標を検討していただければと思います。昨日もお願いしており、共通することとして伺ったところです。

次に、総合計画から離れますが、クマのことで伺いたいと思います。八幡平のクマ牧場からヒグマが逃亡したとの報道がありました。今、どうなっているのですか。

委員長（会長）

前段はお願いで、答弁は必要ないですね。

杉本俊比古委員（分科員）

これはお願いです。

委員長（会長）

クマの部分でお願いします。

自然保護課長

八幡平のクマ牧場から逃げたクマだと思いましたが、全頭が捕獲され、戻されたと解釈しております。

生活衛生課長

平成24年に起きた八幡平のクマ牧場の事故でしょうか。

杉本俊比古委員（分科員）

はい。

生活衛生課長

そうしますと、擁壁から逃げ出したヒグマ6頭は、施設から出てしまったので、安全のため、その場で射殺されており、残ったヒグマ19頭は、北秋田市の受入れにより、旧阿仁熊牧場で新たな施設を設け、今はくまくま園で飼養されております。

杉本俊比古委員（分科員）

まことしやかな話として、状況を確認してもらいたいとの声がありましたので、伺います。ヒグマが逃亡して、そのヒグマがいろんなものを食べたりするではないですか。そのような摂食行為を通じて、ツキノワグマに何らかの形で、例えばDNAの影響でツキノワグマに遺伝子が伝わり、秋田のクマは凶暴になっているのではないかと。このような話がまことしやかに言われることがあり、今の話では、特に調査するまでの状況には至らなかったのでしょうか。

生活衛生課長

当時の八幡平クマ牧場で飼養されていたヒグマが、周辺にいるのではないかとのおそれについて言えば、それはないと思います。新聞等で報道された範囲ではありますが、そのようなクマがいるのではないかと

との情報が、以前からあったようですが、当時、確認されていないと聞いております。

杉本俊比古委員（分科員）

今、おっしゃったように、ヒグマとのつながりで秋田にすむツキノワグマが非常に凶暴化しているとの声は、ないわけではないです。私も聞いたことがあります。そのような心配は、今の段階ではないと断定していいでしょうか。

自然保護課長

多分、赤いツキノワグマみたいな話だと思いますが、基本的にヒグマとツキノワグマは、そのような行為に及ぶことがないため、例えばヒグマのDNAがツキノワグマに移るなどは、ないと聞いております。

福田博之委員（分科員）

狩猟免許について、令和7年度は回数を増やし、5回実施することです。12月の試験も既に定員に達していると聞いておりますが、令和8年度の試験回数は何回の予定でしょうか。

自然保護課長

去年まで4回だったものを、今年は1回増やして5回にしており、これまでの4回で162名が合格しています。5回目が今週日曜日に実施されますが、実人数としては62名、わな等を含めると八十何件の受ける方がおります。昨年は全体の登録が222件で、それと同じくらいの合格者が今年も出るのではないかと期待しております。

来年は、今のところ同じように5回で考えております。

福田博之委員（分科員）

来年度も5回とのことで、これから県の計画でも免許取得者を増やしていく中で、回数を増やす考えには至らなかったのでしょうか。

冬期間の試験回数が少ないと感じており、やはり講師となる猟友会が猟期に入っているため、なかなか都合がつかず、冬は開催しにくい状況があるのでしょうか。

自然保護課長

確かに冬場はなく、6月、7月、8月、9月、12月です。夏場のほうが若干受験者が少なく、12月は定員オーバーしている状態です。講師など、いろんな形で協力してくれる人の中で考えておりますので、いろんな声を聞きながら、必要に応じて検討を行うことになるかもしれないと思っています。

福田博之委員（分科員）

聞こえてくる県民の声では、やはり試験回数をもっと増やして——狩猟免許を取り、銃の所持許可を得て、実際に有害駆除に行くまで、かなりの時間が掛かります。1年半から2年ぐらいいは掛かるのではないかと考えており、できるだけ早く着手する一番

最初の取りかかりが、狩猟免許だと思います。間口を広げるような努力をしていただけると幸いです。

自然保護課長

こちらには特に回数を増やしてほしいとの要望は聞こえておりませんが、確かに夏場が定員に満たないこともあるため、そのようなことを考えながら今後、実施していきたいと思います。

山形健二委員（分科員）

夏は定員に満たない場合があるとのことで、冬の時期には開催していないものの、農業をやられている方が冬だと受けやすいとの話があります。その時期に何で開催しないのかとの声は、私にも聞こえてきており、確かにその時期に開催すると、農業で夏の間は忙しくても、冬は少し時間がある方が受験できるのではないかと思います。その辺に関して、どうお考えですか。

自然保護課長

確かに農繁期だと、なかなか来られないことは重々分かります。いずれ地元の猟友会の声を聞きながら対応していきたいと思います。

山形健二委員（分科員）

夏場は定員割れする場合がありますが、それ以外は大体埋まっているとの話だったと思います。私自身も一度、受けようと思ったことがあります。ただ、県南部で年に1回で、受験できる会場を見ると既に埋まっており、タイミングが合わなかったのですが、応募者が多そうな感じで、前回も埋まっているのであれば、定員を増やすことはできないのですか。

自然保護課長

定員50名と決めており、1日で対応できる形で時間を設定しています。そこをリミットとしながら行っていますが、2日後の日曜日は、定員50名のところを12名ほど増やし、62名が受けます。

山形健二委員（分科員）

そのような対応もできるのですか。なるべく定員50名で止めるのではなく、応募があつたら少し拡大できるような幅を持った——ももとの定員を増やしてもいいのですが、そのような対応をしてもらえればと思います。今後も可能ですか。

自然保護課長

時間が制約される中で、どの程度の人数に対応できるか、その辺をもっと考慮しながら、今後も検討していきたいと思います。

鈴木洋一委員（分科員）

クマ対策で、ガバメントハンターがしょっちゅう話題になります。秋田市では、いち早く採用する対応をしているようですが、県としてガバメントハンターに対する考え方はどういう……。市町村によって、ばらつきもあるようだし、大館市では予算上の

関係、あるいはクマを駆除しない時間に何をさせるのがいいか、そんなことで少しちゅうちょしている話があります。私に言わせれば、市民の命がかかっているのだから、それどころではないだろうと言いたいのですが、市町村によって非常に温度差があるみたいで、県としてどう考えるのか。県としてガバメントハンターを雇用する、あるいは県庁職員にハンターの免許を取ってもらって対応するなど、その辺の考え方を教えてもらいたいです。

生活環境部長

先般、市町村にもアンケートをとっており、必要と考えているところが16市町村ありましたが、分からない、まだ判断できないとの市町村もあり、必要と考えているところも様々な考えがあるようで、今後、県や市町村を含めて県全体として、どのような在り方が望ましいか、市町村と意見交換していきたいと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

県も中に入って、市町村と考えをまとめる必要があるのではないかと思います……。

生活環境部長

そのために、今後、各市町村と意見交換を行ってまいります。

鈴木洋一委員（分科員）

雇用の仕方はいろいろあると思いますが、県でガバメントハンターを用意するなど、その辺の考え方はどうですか。

生活環境部長

その点も含めて、現在、検討中です。

鈴木洋一委員（分科員）

できるだけ早く結論を出して、対応したほうがいいと思います。あまり時間を掛けないでください。

生活環境部長

環境省にもガバメントハンターの定義をいま一度、確認しているところで、正職員、非常勤職員、会計年度任用職員など、様々な雇用の仕方がありますし、様々な条件を環境省に確認しながら、市町村とも意見交換し、県全体として、どのように対応していくか、まとめてまいりたいと考えております。

鈴木洋一委員（分科員）

クマ問題が県の政策に大きく影響していると言っていると思います。一般質問でも出ていましたが、観光産業はもちろん、飲食業も、川反辺りでもクマが出てくるため、お客さんがコロナ禍と同じような状況になっているとの話もあります。上京しても、秋田から来たと言うと「クマ大丈夫ですか」と必ず言われます。秋田というと、まず出てくるのがクマです。今、知事が社会減を1,990人台まで下げると頑張っているとき、クマ問題で秋田に移住するのが怖いとなれば、県の政策に大きく影響すると思

うため、そのようなことも考えて、クマ対策は本当にスピード感を持って対応していただきたいと思えます。

生活環境部長

やはり安全が確保されないと、県民の生活はもちろん、各種産業にも大分影響していると認識しています。

クマ課題は、知事も最重要課題として捉えており、次期総合計画においても、人の生活圏における人身被害ゼロとの高い目標に向かって、県全体、関係団体や市町村と連携しながら取り組んでまいります。

福田博之委員（分科員）

ガバメントハンターの話で、16市町村は採用に前向きとのことで、その市町村は、どのような人物像、雇用形態を想定しているのか。前向きになる理由について、意見交換されていたら教えてください。

生活環境部長

理由も様々で、集中的に必要な時期もあるし、そうでない時期はどうしたらいいのだろうとの悩みも抱えています。雇用の仕方も、どのパターンが一番いいのか、様々な課題があるため、まずは市町村と意見交換し、課題を深掘りして、どのような配置がいいか、市町村と県の役割分担などを検討してまいります。

福田博之委員（分科員）

逆に後ろ向きで、今回、手を挙げなかった市町村は、どのような理由でしたか。

生活環境部長

どちらかという小規模な市町村においては、雇用しても、通年の活動を支えていくのが厳しいとの意見や、例えば振興局に広域で配置し、市町村のエリアを担っていただければとの意見もありました。

福田博之委員（分科員）

私も一般質問で話したのですが、長野県小諸市のように——もともとあの方は、すごく思いがあり、免許を取って活動されているとのことでした。市町村と意見交換する中で、手が挙がってきたり、警察や自衛隊のOBで、地域で熱い思いを持っている方がいれば、くみ上げて、できるだけきめ細やかな対応をしていただくようお願いします。

児玉政明委員（分科員）

実施隊の活動の業務範囲は、どこまでと捉えていますか。

自然保護課長

市町村の決め方によると思いますが、具体的には有害鳥獣捕獲ですので、クマによる農林業被害が出たときや、出沒があったときに、箱わなを仕掛けるなど、現場へ確認しに行き、箱わなを仕掛けた後は見回りなどがあります。それから、捕獲が確認された後の適正な処理までを含めると考えております。

児玉政明委員（分科員）

捕獲した後の処理は、どこまでと決まっているわけではないのですか。

自然保護課長

処理は対応に当たった猟友会に任せている形が多いと思います。少ない場合は自家消費と捉えているところもあると思いますし、今回のように、あまりにも多くなり過ぎると、焼却処分など、解体できず埋設処理したとの話も聞いております。

児玉政明委員（分科員）

本来であれば自家消費等だと思いますが、今、東京都内でもクマ肉が人気があるとの報道も出ており、せっかく捕ったクマを捨てるだけでは、もったいないとの考えもあります。都内からの引き合いも強いとの話もあります。

この間、三浦課長から食品衛生法等の御指導を受け、ジビエは農林水産部の担当になるのですよね。生活環境部と農林水産部とのすみ分け、どこまでがこちらで、どこまでが向こうなのか、教えてもらいたいです。その辺がいろいろ混ざっている感じがして、どちらに聞けばいいのか。どのように分けていますか。

自然保護課長

自然保護課の分野は、鳥獣保護管理法に基づき、例えば有害鳥獣の許認可、それから猟政関係で指導者の育成等について対応しています。それから今回、新たに緊急銃猟が鳥獣保護管理法に含まれたため、それも当課の任務だと思っています。

一方、農林水産部は、農林水産省の交付金を活用した形で、農林水産業の被害に対応するため、実施隊の活動費や箱わな、電気柵の設置、ジビエ等が交付金のメニューとして含まれますので、そちらは今のところ、農林水産部のすみ分けになっております。

ただ、いずれにしろクマ対策は、連携しながら対応していきたいと思っております。

児玉政明委員（分科員）

駆除後の処理の在り方も、併せて検討していかなければいけないと思っています。解体処理施設は県内にある程度ありますが、加工に向けた施設だと3つぐらいとの話でした。もしジビエに回すとなれば、加工まで含んだ解体施設が必要になってくると思いますので、生活環境部と農林水産部が連携して進めて、例えば公的な解体を県が責任を持って処理できる施設があれば、ジビエも進むのではないかと思います。いかがでしょうか。

自然保護課長

今、ジビエに使う許可をもらっている施設が3つ、4つくらいあるとの話で、実際にそのような形で行っているのは、北秋田市阿仁にある木村精肉店で、自身が狩猟者で、食品衛生法に対応した形で流通し

ていると認識しております。

ただ、クマ肉の流通に関しては課題もあると考えており、例えば捕れるときには二千何頭と非常に多く捕れるかもしれませんが、一方で、捕れない場合に流通まで回せるか。例えば、県として処理施設を造った場合、安定したものが入ってくるのか、それから流通する場合にはルールがあると思いますが、春先、夏場、冬場の冬眠前のクマでは脂の乗り方等が全く違ってきます。それをどう安定した形で処理していくかが、一番の課題ではないかと思っています。それをきちんと明確にして、捕獲後の処理等がある一定のルールで行っていかないと、そこまでの流通は若干厳しいのではないかと思っています。

児玉政明委員（分科員）

来春に向けたゾーニング管理の徹底で、市町村と具体的にゾーニング設定を行い、春の予防的な管理捕獲に向かうことが一般質問でもありました。年明けの早い段階で取りまとめる予定とのことでしたが、具体的なスケジュールが決まっていれば、お知らせ願います。

自然保護課長

今、春季の管理捕獲を進めようと思っていますが、もう少し早めに県のゾーニングで、市街地等の絶対にはいけないところと、山奥のクマが生息する地域の間を緩衝地帯という形でゾーニングを区分し、その後で緩衝地帯に市町村が管理強化ゾーンを設定します。管理強化ゾーンは、クマがいることによって、市街地や人の生活圏に出没しやすくなる地域が、クマダスや市町村で分かるため、そのようなところを設定する作業をお願いしています。実際には、もう少し早く進めればよかったのですが、今年のクマ出没があまりにも多く、市町村もなかなかできないとのことで、先週、今週から自然保護課の職員が市町村を回っており、地域振興局単位で管理強化ゾーンの指定や、来年の春季の管理捕獲の説明会を行っております。少なくとも1月末までには管理強化ゾーンを設定しながら、2月、3月の管理捕獲を進めていきたいと考えております。

児玉政明委員（分科員）

市町村がかなり詳しく把握して、農村部、山あいの集落が管理強化ゾーンになると思います。多分、私の住んでいるところも管理強化ゾーンに指定されると思いますが、地元住民との意見交換等は、市町村が主に行うのでしょうか。

自然保護課長

鹿角市は、管理強化ゾーンを設定している地域もあり、やはり市町村の担当者が、どの辺から出たクマが市街地や人の生活圏に来るのか、ある程度、把握しておかないと、なかなか管理強化ゾーンの設定はできないと思います。

また、北秋田市では管理強化ゾーンは設定していませんが、今年の春先から、出没しやすい地域において、そのような形で対応したところ、昨年までと比較してクマの出没や目撃が減った事例もあります。そのようなものを参考にしながら進めていきたいと思っています。

鈴木洋一委員（分科員）

警察に聞かなければならないことですが、参事に聞きたいです。今、警官がライフルを持って対応できます。公安委員会規則の改正で可能になったのですが、警察官職務執行法で対応するのですか。

生活環境部参事

おっしゃるとおり、警察官職務執行法第7条で武器の使用の項目があります。その武器の使用には——そこに規定することになったのですが、その前の政令に特殊銃の使用について規定があります。特殊銃の規定は、そもそもテロリスト等に対応するための銃器対策部隊で、銃の使用は厳格に決められており、いわゆるクマの捕獲はそもそも項目に載っていないのに、鳥獣の捕獲と駆除について項目を載せたため、特殊銃をクマの駆除に使えることを警察官職務執行法第7条の武器の使用につなげて、警察官職務執行法を根拠に使うことになります。

鈴木洋一委員（分科員）

警察官職務執行法では、クマが向かってきたなど、いわゆる緊急の危険性が迫っておらず、クマが動かないと対応できないため、クマが動くのを待って膠着状態になった例がありました。警察官がライフルを使う前の話です。警察官が猟友会員に、クマが動かないから撃てと命令できないと。今、動かなくてもできるのかどうか。そこが非常に肝腎なところだと思います。

生活環境部参事

警察官職務執行法での射撃は、第4条の避難で、警察官が危ない状況になったら、例えば猟友会に命ずることができる整理です。今回は第4条ではなく、第7条です。第4条は、昔の法律ですから奔馬、馬が暴れた場合、安全を確保するための措置がとれるとなっております。そうすると、安全を確保するための緊急性が必要になってきます。

向かってきた場合は、緊急避難の条文で行います。それに至らないが、放置していると危ないとなると、第4条になります。今回の第7条は、そもそも警察官が銃を使うときに駆除できる条文が今までなかったため、加えることになり、警察庁からは、本来は緊急銃猟等で行うべきところ、緊急銃猟ができる人がいない、タイミングがないときに緊急的、応急的に警察官が対応するための規定と聞いております。

鈴木洋一委員（分科員）

警察官がライフルを使うときも、いわゆる緊急銃

猟の範囲で使う縛りがかかっているのですか。跳弾しては駄目、後ろにないと駄目など、いろいろ条件があるではないですか。

生活環境部参事

今、おっしゃったのは、恐らく安全性の話だと思いますが、それは緊急避難であろうが、第4条、何条であろうが、全てに通じるものであって、やはり銃を向ける方向に県民、人がいてはいけません。よって、警察官が銃を持った犯人に射撃するときも同じです。向こうに人がいたら撃ちませんし、コンクリートの建物があると跳弾する可能性があるため、撃つなど指導されています。

鈴木洋一委員（分科員）

簡単に言えば、要は緊急銃猟の範囲でやるわけだよね。なかなか、もどかしい話です。さっさとやっつてしまえばいいのと思います。木の上に登っているクマもなかなか撃てないです。

生活環境部参事

立場上、私もそう思いますとはなかなか言いづらいのですが、この間、岩手県で柿の木の上にいるクマを、緊急銃猟もしくは警察官が対応する話があったとニュースで聞いていますが、そうすると結局、撃ち上げになり、着弾がどこに行くか分からない状態で、安全確保上、無理です。

【「上から下だったらいいが」と呼ぶ者あり】

生活環境部参事

そうです。例えばビルがあって、そこから撃ち下ろしができると可能だと思います。そのようなものが全て相まって、警察官のライフル部隊が行くと、警察本部で判断し、撃てるなら撃つ形になると思います。今のところ、そのようなシチュエーションがなかなかないと聞いております。

松田豊臣委員（分科員）

警察官をハンターの増員として捉えたとき、これからどのようにして警察官が——今、機動隊がチームを組んでいるではないですか。何チームか持っていて、対応されていると思いますが、今後、警察官または警察官OBがハンターとして登録していくために、どのように進めているのですか。

生活環境部参事

申し訳ございません。これから警察でどうするかは、私の立場上、申し上げることはできません。ただ、警察官OBの狩猟者は、パッケージでも養成していくとあります。ただ1つ言えるのは、警察官だから猟銃を撃てるかといったら、警察官は拳銃の訓練はしますが、猟銃は撃ったことがないのがほとんどで、多分9割9分撃ったことがありません。そういう意味では、素人と同じレベルになるため、一からなると思います。これは一般論です。

松田豊臣委員（分科員）

民地や空き地における栗や柿の木を処理しないと、クマが来てしまうことへの対応で、当然、今の法制上、民地の所有者の許可がないと無理だと思いますが、何とかできる方法はないですか。例えばAさんのお宅の柿を取る処分をして、クマが寄ってこないようにするなど、そのような仕向け方ができないでしょうか。

自然保護課長

空き地等で切りたくても切れない栗や柿の木がある課題は承知しております。日本は民法上、個人の所有権が非常に強いこともあり、なかなかハードルが高いわけですが、五、六年以上前に所有者不明土地に関する特例で、幾らか手続をすれば、できることにはなりますが、それでも数か月を要します。それを何とかできないかと、先月、国土交通省に要望したところです。

松田豊臣委員（分科員）

できれば現行法制で、解釈や読み方で対応できる方法をもう一回、国に要望していただきたいと思います。今、実際に県民、住民が本当に不安になっているのは、情報が入っているようで入ってきていないことで、県は一体何をしているのか分からないことが、不安材料になっていると思っています。今後、広報を含め、県として取り組もうとしていることの発信強化は考えているのでしょうか。

自然保護課長

今、県民に情報発信するツールとしてはクマダスで、どこに出没したか、いち早く知らせることが一番だと思っています。また、今年度もそうですが、一定数以上の出没もしくは人身被害が出た場合、警報等の発令をしながら取り組んでいます。今後になりますが、地域で出たクマをどのように知らせるか、A I等を活用しながら、仕組みを研究してまいりたいと思っています。

松田豊臣委員（分科員）

その際、どこで駆除したかの情報も掲載していただければありがたいと思います。

クマ問題は本当に災害級だとの話がある中、自然災害であれば県庁として対策本部を立ち上げて、一緒に進めていく方向性だと思いますが、クマに関しては対策本部は設置する予定はないのでしょうか。

生活環境部長

クマに関しては、今のところ対策本部は立ち上げておりません。副知事をキャップとして、全庁の部局長が集まった庁内の連絡会議を開催し、情報共有しつつ、対策についても指示を受けながら進めているところです。

松田豊臣委員（分科員）

できれば、その情報を議員などに情報発信していただければありがたいと思います。発信できるもの

があれば、お願いしたいと思います。

竹下博英委員（分科員）

自然保護課長にお聞きしますが、先ほど児玉委員がクマを捕った後の処理について話していました。ジビエではなく、野生動物の場合、捕った後の処理に何らかの法的な規制があるのですか。例えば家畜であれば、伝染病予防法、へい獣処理法できちんと決まっています。犬猫であれば、法的なことはともかく、ペット用の焼却場は、ある程度あって、その辺に埋めることはあまりないです。クマに限らず、イノシシでもいいですが、埋める場合の穴の深さ、あるいは水源地は駄目など、法的な規制はあるのですか。

自然保護課長

埋設は行っていますが、何メートルまで掘らなければいけないかは承知しておりません。

竹下博英委員（分科員）

細かいところはともかく、これだけ頭数が増えてくると、里山だったら里山に——例えば、処理できなければ、全て利用するわけではないため、残存物は焼却するか埋めるかで、山だと埋めるほうが多いと思います。これだけ多いと、自然環境の破壊あるいは汚染につながるのではないかと心配しています。里山、山奥から連れてくるのは大変だと思いますが、運搬できる範囲では県あるいは公共で——今、結構いい施設があって、個体を融解する施設もあるし、焼却する施設もあるわけだから、ジビエまでいなくても、解体したものを処理する施設が必要ではないかと思います。そのような考えはありませんか。

自然保護課長

個体の処理は、一義的には市町村になると思いますが、市町村からの声、ニーズ等を確認しながら、今後、必要に応じて対応することになると思います。

竹下博英委員（分科員）

今年は特別に多いため、そのような感覚があるのですが、恐らくゼロになることはないです。それなりに、きちんときれいに処理していかないと、いつまでもその辺の地中に埋めていくだけでは、なかなか……。きれいに処理しないといけないと思います。これを契機に少し……。今ほとにか減らさなければならず、緊急事態で人間に被害があるため当然ですが、その後のことを少し考えていかないとけません。何とかよろしくお願いしたいと思います。

福田博之委員（分科員）

クマ対策強化チームとして、振興局も合わせて26人の職員で構成されていますが、業務量や時間外、休日労働を考えると、人数は充足しているでしょうか。

自然保護課長

主には自衛隊の活動、市町村との調整、それから

情報収集等に当たっており、非常に助かっているところ です。

それ以外にも、被害者が多いため、見舞金支給の事務手続を行っております。

福田博之委員（分科員）

非常に業務効率も上がっているようで安心したのですが、あとは録音装置ですよね。苦情や抗議の電話が来ているとのことで、自動音声装置を付けたことで、職員負担、拘束時間等は軽減されているでしょうか。

自然保護課長

この間まで当課に1台あったのですが、その機能があることによって、相手が高圧的になったり、言い過ぎにならないことが感じられています。今後、三、四台くらい設置を増やすことを考えており、幾らか高圧的な意見は減るのではないかと考えています。

福田博之委員（分科員）

やはりこの問題は長期化していて、日々多忙な中で職員が苦情を受けると、ハラスメント被害も十分に考えられ、精神的な負担も増えて体調不良等にもつながると思います。そのようなところをケアしながら、しっかりと足元を固めて取り組んでいただければと思います。

児玉政明委員（分科員）

県をまたぐクマもいるとの質問が一般質問でもあったと思います。前に、クマを捕獲してICチップを埋め込み、また山に戻して、クマの行動を管理していると伺ったことがあります。クマは20キロ、30キロと移動するそうですが、現在、そのような調査も行っているのでしょうか。

自然保護課長

昨年から行っていますが、今年も継続しております。花輪で捕獲されたクマにICチップを付けて行動観察したところ、今年の夏過ぎには岩手県側まで越えていたことがあり、クマは相当数、県をまたぎながら行動していると思っています。

実際に今、確認しているのは、鹿角市で3頭、北秋田市阿仁でも3頭のチップを埋め込んでいます。大学の研究と合同で、今後、結果が出てくるのではないかと考えております。

児玉政明委員（分科員）

県をまたぐため、生息数や分布管理は秋田県だけではできない部分はかなりあると思います。そのような部分を国に対して強く要望してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

自然保護課長

地域個体群として県をまたぐクマの個体群は、秋田県に3つあります。それは秋田県だけで捕獲や生息管理ができるものではありませんので、この間の

国への要望の際にも、国が主体となって個体群調査や生息管理を行っていただくよう要望しております。引き続き、要望していきたいと思っております。

児玉政明委員（分科員）

本日、自衛隊の活動支援報告がありました。地元からは安心感につながったと、大変感謝の言葉がありました。昨日、鹿角市の笹本市長とも会ったのですが、知事には大変感謝しているとの言葉が昨日の会議でありました。

活動に携わった自衛隊員から、改善の提案等は何かあったのでしょうか。

自然保護課長

自衛隊員から直に聞いたわけではありませんが、やはり支援するに当たり、自衛隊がクマに関する取扱いは素人のため、どのような取扱いをするかが一番苦労したとのことです。

一番最初、秋田の陸上自衛隊駐屯地に当課職員と猟友会が行って、自衛隊に箱わなの取扱い等を事前講習し、それからクマに対応する際の仕方などを行ったところ、役立ったと聞いております。

また、個々の猟友会が箱わなを設置するにしても、様々なやり方、箱わなの種類があり、一番先に行った際には、そこの地区の猟友会が行っているものをまずは覚えなければいけないため、それを一番最初にできれば、あとは地元の猟友会と連携しながら活動できるとのことで、スムーズだったと聞いております。

児玉政明委員（分科員）

とにかく今年は本当に異常で、自衛隊に頼らなければいけない状況だったと思っておりますが、多分、今年限りだと思っておりますので、自衛隊に頼らなくてもいい個体管理を引き続きお願いしたいと思っております。

杉本俊比古委員（分科員）

新聞を見ると、箱わなに入ったクマを県職員が吹き矢で捕獲との記事を度々見かけるのですが、どのような職種の職員ですか。

自然保護課長

主に行っているのは当課の鳥獣管理の職員です。箱わなに入っているクマは、市街地等で猟銃が撃てない場所があり、クマが入ったまま、おりを移動するのは非常に危険です。その場合は当課職員もしくは地域振興局職員と一緒に出向いて、吹き矢で不動化してから電気によって処理する方法をとっております。今年も相当数、行っております。

杉本俊比古委員（分科員）

麻酔の類いは、そのような事態に備えて保管していると思っておりますが、どこで、どのように保管しているのですか。

自然保護課長

麻酔銃や麻酔薬は、当課にロッカー等を設けて、

警察の確認等を受けながら、厳重に保管している状態です。

杉本俊比古委員（分科員）

自然保護課だけで管理しているのですか。

自然保護課長

当課職員が獣医の免許を持っており、麻酔等を管理するために申請し、資格を取っています。それから、もう2人が麻酔薬を取り扱う形で申請しており、3人が取り扱えます。

麻酔銃に関しては、北秋田と仙北の地域振興局にも配備しております。

杉本俊比古委員（分科員）

八郎湖の計画を見ると、学校との関わりなど、環境教育的な要素があまりうたい込まれていません。私の記憶では、八郎湖周辺の先生方がグループを組んで、八郎湖対策の取組をしていたことがあるのですが、そのような要素は第4期計画には載せないのでしょうか。

八郎湖環境対策室長

今も取り組んでいますし、第4期計画でも取り組むことにしております。

杉本俊比古委員（分科員）

取り組んでいるのであれば大変結構ですが、八郎湖対策だけではなく、環境教育全般の話で、教職員への支援が求められており、「学校等における環境教育の質の向上と教職員の負担軽減の両立」と書かれています。環境教育に関して、学校の先生方が非常に負担に感じているといったことが、計画を作るに当たっての意見としてあったため、うたい込んだ感じですか。

温暖化対策課長

計画の見直しを図るに当たり、環境教育の協議会を開催しております。委員には、学校現場における教職員が入って意見を頂いており、その内容を反映した形となっております。実際、特に小学校などにおいては、全ての教職員が環境教育の知識を持ち合わせていたり、ノウハウを持っているわけではないため、学校においても環境教育の時間を設けられるように、取組を進めてまいりたいと記載しております。

杉本俊比古委員（分科員）

先生方にとっては、得意な人ばかりではなく、むしろ苦手な人が多いのかもしれませんが、今、学校での授業はタブレットを使って、いろんな情報を盛り込みながら行うことが多いと思いますが、教材を利用する環境は整っていますか。

温暖化対策課長

柱4の最後に記載している学習プログラムには、民間団体が国や関係機関と共同で開発した、タブレットを使った学習プログラム、資材があります。そ

のようなものを活用するように情報提供や使用を促していくことも取り組んでまいりたいと考えています。

杉本俊比古委員（分科員）

教材を用意できるのであれば、先生方の負担を軽減するため、フォローできる人材は確保できているのですか。

温暖化対策課長

同じ項目で記載している地域ESD活動推進拠点があり、秋田県内では2つの団体が登録しております。機能としては、授業でカリキュラムを組むに当たっての相談や、授業で有用な学習のプログラム、学習の仕方などへの相談対応に当たることになっておりますし、必要に応じて講師派遣なども行っております。

杉本俊比古委員（分科員）

第2次行動計画は、第3次環境基本計画における個別計画とうたっていますが、中間見直し版の位置づけは、当初から令和12年度までの計画で、第3次計画ではなく、令和8年度からは中間見直し版で推進していくとの制度で、そのようなやり方が定着しているのですか。

温暖化対策課長

第2次計画を策定した際、施策の進捗状況の確認のため、国や社会情勢等の状況を踏まえ、中間見直しを必要に応じて行うと定めておりました。今回、その時期に当たり、国の基本方針の見直しがあったため、現状も踏まえて中間見直しを行ったところです。

杉本俊比古委員（分科員）

先ほど冒頭に申し上げたのですが、環境教育で意識が非常に変わってきた、環境イベントで意識の高まりを感じたなど、アンケートで何%と数値化していました。先ほどの総合計画ですが、やはりこれからは、それによってどういう行動、例えば環境教育で自分が先生をフォローする役として実践するなど、意識が高まったことを実践、行動に移す指標を設定するのは難しいですか。

温暖化対策課長

環境教育の計画では、管理指標を4つ、改めて設定したところで、その中に環境教育活動を支援する団体数を設定しました。これまでエコマイスターや地球温暖化防止活動推進員といった個人の環境教育活動の支援に頼ってきた部分があり、高齢化等の状況で確保が難しい状況があります。それを解消するため、母体として存続するような組織、例えば事業所や大学などに協力を働きかけて、その中から地域で活動を展開する方への支援を行う方を改めて選出する仕組みを現在、考えております。それを指標として盛り込んだところで、意識の高まりを実践に結

びつけていく方々として、環境教育の計画で管理指標を設定したところです。

杉本俊比古委員（分科員）

団体数を新しく指標として盛り込んだのですか。

温暖化対策課長

おっしゃるとおりです。

杉本俊比古委員（分科員）

それが今、環境教育の大きなパワーになっているのですか。

温暖化対策課長

やはり地域で活動を展開するに当たっては、支援する方々の存在は非常に重要だと考えており、柱2のところで改めて設定したところです。

竹下博英委員（分科員）

森吉山のことで、ウェブサイトでアンケート調査し、5人が回答して賛成が3件、反対が2件とあります。賛成は分かるのですが、どのような理由で反対するのだろうか。

自然保護課長

北秋田市で行ったアンケートで、森吉山周辺の国定公園指定についての賛否を聞いております。その中で賛成が3、反対が2でしたが、記述欄のその他自由意見のところでは、特に反対に関するコメントがないため、理由は把握しておりません。

竹下博英委員（分科員）

ただ反対だけで、理由が分からないわけですね。何で反対するのか分かりませんでした。それだと答えようがないですね。

児玉政明委員（分科員）

私もこの反対は何だろうと思っていました。そうすれば、現在、森吉山は県立自然公園の扱いになっており、国定公園になった場合、管理は県になると思いますが、具体的にどこが変わっていくのですか。どのように受け止めたらいいでしょうか。

自然保護課長

これまで県立自然公園だったのですが、そのほとんどの区域が国定公園になると考えております。これから区域については環境省と詰めながらになりますが、今の区域にプラスアルファで、例えば自然の地形、それから植生など、特筆すべきものがあれば加えていくことになると思っております。

また、森吉山には特別な保護地域はないのですが、国定公園になると特別保護地域として守るべきものが指定されています。ある一定要件の面積がなければいけないこともあり、これまで以上に保護や管理等が強くなると考えております。

一番違うのは、今まで管理費は県単独だったのですが、国定になると国の交付金を使えるのが大きなところかと思っています。

児玉政明委員（分科員）

交付金を使いながら、自然環境の保護や活性化に向けた取組も行っていくと思います。そのような部分も交付金で賄えるのですか。

自然保護課長

どちらかというと、活性化よりは自然公園施設の管理、それから施設の設置や改修がメインになってくると思っております。

児玉政明委員（分科員）

ほかの国立公園が県内にもあるではないですか。栗駒、男鹿、鳥海ですか。例えば栗駒や鳥海は県をまたがっていますが、交付金の使い方などは隣県とどのように進めているのでしょうか。

自然保護課長

各県で管理している施設は、その県で管理します。施設管理で台帳等がありますので、改修が必要になったり、もしくは新たに設置する項目が出来てくれば、環境省に事業要望しながら進めていくことになると思います。

鈴木洋一委員（分科員）

この間、ある人からこのような話をされました。十和田八幡平国立公園を十和田と八幡平で別々の国立公園にしたい。というのは、十和田はほとんど青森県で、秋田県がほとんど関与していないため、十和田を八甲田山系を含めた1つの国立公園にしてしまっ、八幡平を田沢湖周辺まで含めた1つの国立公園にしたほうがいいのではないかとの話です。そのような話は自然保護課で聞いていますか。全く聞いていないですか。

自然保護課長

具体的な話は聞いていませんが、自然公園に関して知識、見識がある人は、十和田と八幡平が——当時、同じような類型の風景、景色、火山様式とのことで一緒になった経緯はありますが、少し離れているとの声は聞こえてきます。ただ、具体的に環境省でそれを分けるとの話は、把握しておりません。

鈴木洋一委員（分科員）

現実問題として、そういうことは可能でしょうか。

自然保護課長

ちょっとした話の中で、環境省職員とそのような話題について話しましたが、一旦、同じような形で指定したものは、同じ風景様式、自然があることが前提条件になります。森吉山も国立公園に編入する形もありましたが、今、十和田八幡平が指定されているような風景様式、自然とは若干異なるため、今回は国立公園が一番いいだろうとの話になりました。分割するとなると、それなりの皆さんの同意など、いろんなものが相当数、必要になると思いますので、現実的には非常に難しいのではないかと感じております。

松田豊臣委員（分科員）

海岸漂着物等対策推進地域計画について、今後の計画目標として、春の全県一斉クリーンアップ活動に参加した県民の割合を設定していますが、この目標を設定した理由、背景を教えてくださいと思います。

環境整備課長

海岸漂着物の対策は、自然物もあるのですが、流れ着いたものがごみだと対策が必要です。陸域から河川を通じて流れてきたものがあり、これをどうするかが大きな課題となっております。

やはり不法投棄やポイ捨て、不適正な保管等で流れたごみをどうするかで、そのような中、できることであれば、クリーンアップ等で撤去し、流れないようにすることが全県での活動の一つだろうと、この指標を目標としました。

松田豊臣委員（分科員）

確かにクリーンアップは非常に重要な手法だと思いますが、根本的には発生抑制が大きな目標になると思います。実際の発生抑制も、令和6年度では約27.3%となっており、第4次計画において、どのくらいまでペットボトルを抑制しようと考えているのでしょうか。

環境整備課長

27%とは、内陸部で発生し、河川を通じて海岸に漂着したものを毎年、定点調査して出てきた数字です。見てのとおり、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年と大きな幅があります。流れ着く自然状況等で変わってくるため、ぶれが大きく、指標にするのは大変だろうと、今回、目標にするのはこの数字ではなく、クリーンアップに参加する人数のパーセントとしたところです。

松田豊臣委員（分科員）

できれば、目標とは別に、発生抑制についての取組も逐次、教えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

環境整備課長

毎年、海岸で定点調査を行っておりますので、ホームページに掲載するなど、情報提供していきたいと考えております。

福田博之委員（分科員）

所管資料の7ページ、年間を通じて発生する海岸漂着ごみ等への対応で、重点区域以外も含め、これから通年での回収体制をどう維持、強化していく計画か、お尋ねしたいです。

計画の素案を見ると、にかほ市小砂川以外は、おおむね夏から秋にかけて年に1回ほど回収すること、その中でどう重点的に行っていくか、お聞かせください。

環境整備課長

海岸漂着物の回収は国の補助金ですが、実際は海

岸管理者、港湾管理者がそれぞれ実施しているものです。その中で重点区域を定め、回収する分は国からの補助等が出る形です。今まで国の補助金を活用して取り組んでまいりましたので、その予算の範囲内にはなりますが、現にきちんと取り組んでおり、引き続き、国の補助金等を有効に活用し、最大限回収できるように取り組んでいきたいと考えております。

福田博之委員（分科員）

今年度の計画で、重点区域を22区域から24区域に拡大するのは、国の予算が付いたからですか。それとも、また別の基準があって選定されたのでしょうか。

環境整備課長

2区域追加になったのは、各管理者、海岸管理者、港湾管理者に、重点区域を今後どうするか確認をとった中で、重点区域に入れてほしいとの要望があり、追加しました。

福田博之委員（分科員）

計画の主要な取組、3番の環境教育及び普及啓発の推進で、海洋プラスチックごみ問題の関心の高まりを背景に、実効性のある教育や啓発活動についてお伺いします。今回、拡充するとのことで、第3次計画から見て、具体的に教育で、どのような点で拡充を図るのか。特に若年層への浸透を図るための学校教育との連携など、提供方法について具体的なイメージをお聞かせください。

環境整備課長

今のところ、小学生を対象にしたイベントを行って、環境学習を進めているところです。

そのほか、ホームページ等に動画を載せていますが、古くなったため、新しい動向等を追加した動画や、年代で関心事は違うと思いますので、例えば若年層、高校生向けなど、年代別に分けた動画を作って提供することを通じて、環境教育を行っていくために拡充と記載しております。

福田博之委員（分科員）

P F A Sの件で、先般、秋田市新屋で検出され、茨島の次は新屋です。記事等を拝見すると、主に秋田市で主体的に対応されているとのことで、今後、汚染源の特定や汚染の拡散を食い止めるため、県として——市と県の役割はそれぞれ違うと思いますが、汚染源となり得る周辺の事業所や、過去にP F A Sを含有している泡の消火剤を使ったことがある施設等の排水や土壌について、独自に調査する計画はあるのでしょうか。

環境管理課長

秋田市内のP F A Sは、秋田市は中核市で、水質汚濁防止法上、市内の権限を持っているので秋田市が主体的に動いており、適宜、情報はもらっており

ます。

また、秋田市以外だと基本的に昔、P F A Sを製造していた事業所はないと認識しています。泡消剤等がないとは限りませんので、昨年度から河川のP F A Sの状況をモニタリングしているところで、今後、河川以外も状況によって調査を拡大することを考えているところです。

福田博之委員（分科員）

今後、調査区域の拡大で、例えば浄水場の水源地や、地下水の利用が多い地域について、次年度以降、県でも検討していくとの解釈でよろしいでしょうか。

環境管理課長

来年度の水質調査の方向は、今、検討し、国等との協議もありますので、準備しているところです。

福田博之委員（分科員）

やはり住民の興味関心が今、高まっていますので、安心を与えるためにも、できる限りの対応をお願いしたいです。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で生活環境部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月8日月曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、12月8日国総合経済対策分の議案の審査を行います。

なお、付託議案等がない場合は開催せず、12月18日木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託議案について討論・採決を行います。

散会します。

午後 2時42分 散会

令和7年12月8日（月曜日）

医務薬事課長 六澤 恵理子
医療人材対策室長 照井 秀雄

本日の会議案件

1 議案第269号

令和7年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（健康福祉部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第269号（再掲）

令和7年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（生活環境部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	山形 健二
副委員長（副会長）	児玉 政明
委員（分科員）	鈴木 洋一
委員（分科員）	竹下 博英
委員（分科員）	杉本 俊比古
委員（分科員）	福田 博之
委員（分科員）	松田 豊臣

書記

議会事務局議事調査課	須藤 優平
議会事務局議事調査課	佐藤 達也
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	草野 邦俊

会議の概要

午前10時33分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	山形 健二
副委員長（副会長）	児玉 政明
委員（分科員）	鈴木 洋一
委員（分科員）	竹下 博英
委員（分科員）	杉本 俊比古
委員（分科員）	福田 博之
委員（分科員）	松田 豊臣

説明者

健康福祉部長	石井 正人
健康福祉部次長	安杖 一
健康福祉部次長	石川 亨
福祉政策課長	石澤 徹
地域・家庭福祉課長	佐藤 行輝
長寿社会課長	三浦 一成
障害福祉課長	甲谷 暢
健康づくり推進課長	佐々木 佳奈子
国保医療室長	浅野 輝美
保健・疾病対策課長	清野 穰

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、本日、追加提案された健康福祉部関係の議案に関する審査を行います。

議案第269号のうち、健康福祉部に係る部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

福祉政策課長

【議案〔10〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

地域・家庭福祉課長

【議案〔10〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

長寿社会課長

【議案〔10〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

障害福祉課長

【議案〔10〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

医務薬事課長

【議案〔10〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

健康福祉部長

質疑に入る前に、私から発言させていただきたいと思えます。

本日、本会議前に行われた県政協議会で示した今回の補正予算の概要について、自民党会派の会議において確認を求められたことがありました。ただいま医務薬事課長が説明した医療施設等の処遇改善・物価上昇支援事業について、県政協議会の資料に訪問看護ステーションとの支援先と、支援単価において訪問介護ステーションとの記載があると確認を求められ、委員会の場で説明しますと申し上げました。確認したところ、今、課長が申し上げたように、訪問看護ステーションに対する支援で、県政協資料に支援単価として書いた訪問介護ステーションは、訪問看護ステーションの誤りでした。大変申し訳ございません。今後、提出資料については、確認を徹底するようにいたします。

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

杉本俊比古委員（分科員）

福祉政策課の医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業について、確認させてください。

資料の4ページを見ると、令和6年度2月補正予

算にあえて「複数項目での申請を含む」と書いていますが、今回の事業も想定する活用用途として、複数用途にも対応していただけるとのことでよろしいでしょうか。

福祉政策課長

補助金の内容は、令和6年度2月補正で繰越しして、今年度、実施していますが、基本的には同じスキームで実施したいと考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

対象経費として設計費や建築・設備工事費等と示されていますが、この対象経費は設計も含め、いつからいつまでの施設改修が対象となるのか、教えていただけませんか。

福祉政策課長

今回の補助金は、スケジュールとしては1月に補助金の交付要綱等を作成し、議決を頂ければ2月に事業の周知を開始したいと思っておりますが、その後、4月以降に交付申請を受け付けます。交付決定した後、工事に着工していただくことになるため、交付決定を受けてからになります。

児玉政明委員（分科員）

地域・家庭福祉課の灯油購入の助成で確認します。

市町村が実施するところに対して支援することですが、全市町村が実施するのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

県としては、全市町村の実施を想定した上での予算計上です。

ただ、最終的に市町村の判断になり、昨年度も同様の灯油助成を2月補正で計上していますが、その実績として、小坂町と上小阿仁村は事業に参加しませんでした。その2町村は、町村単独で低所得世帯に限らず全町村民を対象に、しかも灯油に限らない商品券という形で実施しました。そのような形で、独自の事業で行う場合には対象にならない可能性があります。

児玉政明委員（分科員）

今のところ、どの市町村が行うか、まだ把握していない感じですね。

地域・家庭福祉課長

今のところ、市町村の意向を確認していますが、やはり去年に引き続き、小坂町は独自のやり方を考えているようで、今回の県の事業には乗らない方向で考えていると聞いております。予算には含めていますが、今はそのような状況で、ほかの24市町村は、検討中もしくは県で事業を行うのであれば、我々もやりますとの返事を頂いている状況です。

児玉政明委員（分科員）

独自で行う方向性もあるのですね。

市町村民税の非課税世帯が対象とのことで、前に高齢者世帯やひとり親世帯などに助成したこともあ

ったと思いますが、そのような部分で検討しているところがあればお知らせください。

地域・家庭福祉課長

今、考えているのは、この灯油助成事業で、あくまでも低所得世帯を市町村民税非課税世帯と捉えて実施させていただきます。ひとり親等に限定した事業は、今のところ考えていません。

山形健二委員（分科員）

同じく灯油のところ、ほかの事業だと光熱費などを補助していますが、この事業は一般家庭向けの灯油にこだわっています。今、建物の構造的に灯油ストーブを使えない家や、子供が小さいため使わない、家自体が電気1本になっているところは、灯油購入費は少し合わないのではないかと思います、その辺はどうお考えですか。

地域・家庭福祉課長

確かにオール電化世帯もありますし、それぞれの家庭によって、どのような冬季の対策をとっているか、細かいところまで把握しているわけではありませんが、やはり秋田の冬の厳しさを考えれば、灯油は一定程度の世帯では需要があることに加えて、電気は別の枠組みで、国が直接、小売業者へ補助し電気料金を下げるため、経済産業省で補正予算を編成していると聞いております。電気は別の枠組みで負担軽減が図られている中で、私どもとしては灯油に焦点を絞って予算計上しています。

山形健二委員（分科員）

時期的に寒さ対策で、物価高騰の意味合いも強いと思いますが、結局、自分の家の都合で使えないことがあると思います。もっと電気も使えるやり方、灯油に限らないやり方を検討したほうがいいのではないかと思います。

ちなみに、市町村で灯油助成を行って、どれぐらいの利用率があるか県で把握していますか。

地域・家庭福祉課長

予算の積算上の話からすると、住民税の非課税世帯で、12万6,000世帯を想定しております。かつて、ちょうどコロナ禍のときだったと思いますが、各自治体で住民税非課税世帯を対象にプレミアム商品券の事業を行った際、各市町村で把握できている市町村民税非課税世帯が13万3,000世帯とのデータがあります。今までの実績からして、この9割程度が申請してくるであろうとの想定の下、12万6,000世帯と積算させていただきました。

昨年2月補正で灯油助成を行った際は、11万3,305世帯に助成しております。この中には上小阿仁村と小坂町は入っておりませんので、想定に近い形で事業を活用していただいていると考えております。

(※39ページで発言訂正あり)

山形健二委員（分科員）

ただ、実際に聞いた話だと、市町村が行うため、お年寄りのところに行ったときに、1つ手続を踏まないで送られてこないとのことで、自動的に送ってくれば使えるのに使いづらいとの話もあります。また、来ても忘れてしまって使いそびれたとの話もあり、現金での助成も考えてもいいかと。あとは灯油にこだわらないなど、新しい形を検討したほうが良いと思いましたが、どうでしょうか。

地域・家庭福祉課長

実際にどのような形で世帯にお届けするかは、市町村の判断になります。実は、2月補正の実績は23市町村のうち、口座振込を含めて現金払いが21で、残りの羽後町と東成瀬村は灯油券で実施しております。市町村の判断にはなりますが、実績からすると現金払いの市町村が多い状況です。

松田豊臣委員（分科員）

関連して、積算金額は、どのような根拠で6,100円になったのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

前回の令和6年度2月補正の際、同様に灯油助成を実施しておりますが、そのときの基準額が6,000円でした。今回、その補助基準額をベースに、それ以降の物価上昇率を踏まえ、6,100円の金額を出しております。ほかの施設への助成と同様の考え方、積算方法で金額を出しております。

松田豊臣委員（分科員）

対象期間は1月から3月の想定でしょうか。どのような期間を想定しているのですか。

地域・家庭福祉課長

実際には1月から3月と限定しているわけではありません。年度内で掛かり増しになった分について、これだけあるだろうとの想定の下、その負担増に相当する部分を市町村と県で助成をする考え方です。

松田豊臣委員（分科員）

あくまでも県の助成額としての6,100円であって、各市町村も6,100円で、非課税世帯に支給されるのは約1万2,200円になるのですか。

地域・家庭福祉課長

補助率2分の1で、6,100円は基準額となります。実際の県負担額はこの半分で、市町村と合わせて6,100円が公費負担分になります。

鈴木洋一委員（分科員）

いろいろな施設に対する食材費の補助金ですが、1人当たり6か月で5,100円だと、割っていくと大体1食当たり10円みたいな感じです。数字的には間違いないですか。

地域・家庭福祉課長

施設についても、前回の6月補正で計上した額が基準額5,000円で、それに上昇率を加味して金

額を出しております。実際に秋田市の消費者物価指数等を反映させた額で積算しておりますので、合理性のある金額ではないかと考え、予算計上したところです。

鈴木洋一委員（分科員）

要は1食当たり約10円ですね。

地域・家庭福祉課長

計算上は、大体10円程度になります。

長寿社会課長

同じ単価を使っており、少し補足させていただきたいのですが、上がり分として支援するため、自己負担や公費は——基本的に自己負担していただいている金額がずっとあるのですが、特に介護であれば、上限額も決まっています。それに従って、なかなか価格転嫁ができない状況で、上がった分に対して支援すると。

【「高騰分に対してね」と呼ぶ者あり】

長寿社会課長

もともと令和5年度から始まっていますが、1食当たり20円は、医療機関に入院している方に対して1食当たり20円ぐらいアップしましょうと、国から数字が出まして、それを使わせていただき、20円掛ける3食掛ける365日で数字を出しています。それが当初9,000円でした。これが年々物価が上がって、今は約1万円ぐらいまで上がってきており、もともと1食20円のアップ分でした。県と市町村で20円分を上げるのですが、事業者と公費の半分でやりましょうと。20円上がった分のうち、半分は公費で持って、もう半分は事業として行っているわけですし、事業者が価格転嫁が全くできないわけでもないとの考えで、半分にすると1食10円です。

鈴木洋一委員（分科員）

高騰分に対しては、1食10円ぐらいでも妥当な線と考えていいのか。

長寿社会課長

今のところ、そのように考えていますが、どんどん上がってきている状況もありますので、今後、いろんな状況を踏まえて、引き続き検討していきたいと考えております。

松田豊臣委員（分科員）

子ども食堂についてお伺いします。月1回の開催で3万1,500円とのことで、この内訳を教えてくださいのようですが……。

地域・家庭福祉課長

子ども食堂も今回が初めてではなく、昨年度の2月補正で初めて取り組んだ経緯があります。その際、子ども食堂によって掛かる経費が様々で、こちらで正確なデータを当時は持ち合わせていませんでした。そのような中で、参考として、NPO法人全国こど

も食堂支援センター・むすびえという全国団体の調査で、令和5年度に参加人数が31人から50人規模の子ども食堂を開催した場合、1回当たり3万1,730円程度になるとのデータがありました。この金額を基に秋田市の物価上昇率を加味し、令和6年度現在では、この程度掛かっているだろうとの想定の下、2月補正で計上した額が月1回以上で3万1,000円でした。

今回は、この3万1,000円をベースに、その後の物価上昇率を乗じて3万1,500円と算出したものです。細かいデータを内訳として持ち合わせているものではありません。

松田豊臣委員（分科員）

ちなみに、物価上昇率は何%と算定しているのですか。

地域・家庭福祉課長

食材料費に用いる上昇率で、ほかの施設等と共通の数値を部全体で使っており、101.6%の数値を使っております。

松田豊臣委員（分科員）

どのような期間対比になっているのですか。

地域・家庭福祉課長

秋田市消費者物価指数の項目のうち、食料で、令和2年を100とした場合の指数になっておりますが、令和7年9月が127.7、前回6月補正で上げたときのタイミングで、当時最新値の令和7年3月が125.7です。127.7を125.7で割ると、101.6%の数字が出てきます。

松田豊臣委員（分科員）

確実に早くお届けできるようにしていただきたいと思っております。

児玉政明委員（分科員）

6月補正でも結構、同じような支援がありました。今回は36団体とのことで、6月補正のときも同じ団体数だったのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

助成対象の団体数について説明させていただくと、6月は50団体で積算しておりました。

6月補正の予算残額が少しある状況で、実際に50団体を計上したところ、実績としては15団体にとどまったところです。

児玉政明委員（分科員）

50団体を見込んでいたのですが、実績が15団体で、ほかに見込んでいた団体からは申請がなかったのですか。

地域・家庭福祉課長

申請がなかったことで、非常に予算と差が付いてしまったため、実際に申請しなかった団体に状況を確認させていただきました。回答として多かったのが、ほかにもいろいろと民間の助成制度があるとの

ことで、ほかの助成金を使う場合、同様の助成は重複で使えない様々な事情があり、県ではなく別の助成金を使ったなど、県の補助金の活用につながらなかった事情がありました。

児玉政明委員（分科員）

県内で子ども食堂を運営している団体は、全部で何団体か把握していますか。

地域・家庭福祉課長

6月補正の際の50団体は、まさに当時、厳密には令和7年3月31日現在になりますが、そのときに把握していた子ども食堂の全ての数です。

ちなみに、今回は、それから半年たちまして若干増えており、9月30日現在、57か所で子ども食堂の運営が確認できる状況となっております。今回の36団体は、その57団体のうち、月1回以上開催すると私どもに届けている団体数です。

児玉政明委員（分科員）

子ども食堂を運営している方々は、例えば食材等は多分、寄附してもらって運営しているため、補助金は申請しなくても自分たちの厚意で行っていると受け止めていると思っておりますが、実際、子ども食堂の運営は寄附を頂いているのではないですか。今回、交付金等で支援するとのことで、運営している方ともいろいろ話していると思っておりますが、その点についてはどう感じていますか。

地域・家庭福祉課長

実際に寄附で賄っている団体もあります。また、行政の支援に頼らないことを一つの方針として活動されている団体もありますし、一方で、6月補正でも15団体と、実際に非常に支援を求めている団体もあり、月1回、2回、4回と差を設けた補助額としておりますが、補助金の交付を受けた団体の中には、月1回の予定が月4回ペースで開催していただいた団体もあります。

自力で取り組んでいただいている団体もある一方で、補助金を活用し、活動の輪がより広がってほしいとの思いで取り組んでいるところです。

児玉政明委員（分科員）

今、おっしゃったとおり、こちら側からも回数を増やしてもらいたいことをお願いしながら、これから冬休みにもなると思うため、子供たちが困らないような支援をしていただけるようにお願いします。

福田博之委員（分科員）

処遇改善の関係で、医療、介護、障害福祉人材のところをお尋ねしたいです。初めに医療からです。

資料13ページで、賃金の引上げと物価上昇分を、無床診療所や薬局、訪問看護ステーションは定額でお支払いするとのことで、これは働いている方が何人いても同じ金額ですよ。

医務薬事課長

施設に対しての支給で、人数は関係ありません。

福田博之委員（分科員）

そうすると、極端な話、賃金と物価で合算した額を定額で支払うため、経営者の判断で賃上げは行わない場合も想定されると思ったのですが、何か条件等は付すのでしょうか。

医務薬事課長

賃上げの有無に関しては、要件としておりません。昨今の地域の必要な医療提供体制を確保するために、賃上げが行われていることを前提に、これを活用して賃上げを行っていただきたいとの趣旨もありますので、要件としておりません。

福田博之委員（分科員）

そうすると、例えば経営が少し厳しい診療所や薬局だと、賃上げに回さず、全部を運営資金に回してしまう事例も出てくるのではないかと思います。そこを心配しており、手だては考えていますか。

医務薬事課長

賃上げ、物価上昇の影響を踏まえて支援するため一つ一つについて要件の有無は確認する予定はありません。

(※38ページで発言訂正あり)

福田博之委員（分科員）

介護と障害福祉で9ページと11ページですが、今回、介護人材と障害福祉人材の確保のところ、積算額として1人当たり1万円が6か月分で、月々に直すと大体一月当たり1,500円程度の賃上げです。6か月を想定し、その6か月が終わった後、令和8年度は継続的な施策等は考えているのでしょうか。

長寿社会課長

今回の経済対策で示された事業で、12月から5月までの6か月です。なぜその期間かといいますと、期中改定を国で行う予定で、いつになるのか我々もまだ情報がないのですが、恐らく国では、通常報酬改定は4月です。ただ、2か月遅れで効果が出てくるため、そうすると6月から改定の効果が出てきます。5月までの間は改定前の報酬で、それまでの間をつなぐ半年間の6か月と説明を頂いています。

福田博之委員（分科員）

その説明を聞いて安心しました。そのつなぎとのことで、期中改定までの引上げと認識しました。

医務薬事課長

先ほどの質問で、物価、賃金の上昇の確認はしないと答弁しましたが、まだ国から詳細が出てきておりませんので、やり方は確認し、検討させていただきたいと思います。

(※38ページの発言を訂正)

障害福祉課長

先ほど長寿社会課長から説明を頂きましたが、障

害福祉関係の賃上げも同じような期間で、12月から5月までの6か月分と、報酬改定を見込んで想定しておりますので、同じ取扱いにしております。

杉本俊比古委員（分科員）

先ほど県政協議会の件で部長から説明があったのですが、一応、確認させていただきます。

医療施設等の処遇改善関連の事業で、訪問看護ステーションが支援先になる考え方について、この資料や県政協議会の資料を見ても、介護、障害福祉人材確保関連事業で、賃上げや職場環境改善について介護、障害福祉サービス事業所は助成するとうたっていますが、介護ステーションは入らないとのことでした。介護ステーションは、物価上昇に対する支援の要素はないのか、ほかの事業で見ているのか、確認させてください。

長寿社会課長

賃上げに対する支援で、医療関係や介護関係、双方に支援が示されており。訪問介護は、長寿社会課で計上している事業で支援させていただきます。

少しやり方が違っており、国でも医政局と老健局と、母体、局が違うため、事業の仕組みが違っていると思いますが、医療でケアする訪問看護ステーションへの支援が事業者ごとに定額幾らで、介護は事業所ごとに幾らではなく、職員1人当たり幾らの積算になっております。いずれにしても積算の仕方が違うのですが、介護も看護も両方、きちんと支援します。

杉本俊比古委員（分科員）

積算の仕方が1人当たりとは、物価上昇分に対する支援の組立てになっているとの理解でよろしいですか。

長寿社会課長

賃上げ分に対する支援分です。賃上げに資する原資として支援するとの意味です。

杉本俊比古委員（分科員）

賃上げなど、職場環境改善等に関する支援は明記されていますが、伺いたいのは、要するに今、新規事業としてうたっているのは、物価上昇分の経済対策として盛り込まれておりますが、介護には物価上昇分は含まれるように見えません。その辺はほかの事業で見ているものなのか、教えてください。

長寿社会課長

9ページの話をしていただきましたが、こちらが賃上げ分で、その前の8ページにある物価高騰対策事業が物価高騰分です。

杉本俊比古委員（分科員）

質問が変わります。繰越明許費で、先ほど各課から説明があったのですが、事業完了の見込みの関係で繰越明許の扱いになるとの話だったと思います。この中には物価高騰対策等の関連事業も含まれるよ

うに見えます。各課にまたがるので、一番関係する課だけでいいのですが、事業完了の見込みの関係は、当初から見込まれていた状況でしょうか。

長寿社会課長

代表して答えさせていただきます。

重点交付金を活用した物価高騰対策と賃上げ分は、今回の経済対策で出てきた国の補正予算——まだ成立していないですが、閣議決定を経て、国会で議決されることを見越した支援が2種類に大きく分かれます。

重点交付金を使った物価高騰対策は、なるべく早く支払いを終えて、できることであれば年度内に終わらせたいと考えております。実際、当課分も前回は何とか年度内に支払いが済んだところですが、ただ、これは市町村との協調になるため、市町村で執行が終わらないと県のお金を出せない状況もあります。これを繰越明許にせず、年度内とするのはリスクが高過ぎるため、年度を越えることを想定して、繰越明許にさせていただきたいとの趣旨です。

もう一つの経済対策に応じた事業は、国でも、さすがに年度内は無理でしょうと、国から説明を受けていますので、今後、恐らく国で繰越し手続をすることを想定し、現実的にも——もちろん急いで頑張っ

杉本俊比古委員（分科員）

物価高騰対策が両方、繰越明許にうたわれており、今回の経済対策もうたわれていますが、要は今回の経済対策で対象とされているものと、繰越明許の対象になっているものとの、すみ分けという言い方が適当か分からないですが、要するに事業完了の見込みがなかなか難しいとの各課からの説明あり、それと今回の経済対策は全く性格が異なっていて、取扱いに困る、苦勞する、支援を望んでいるところになかなか届かないことにはならないですか。

長寿社会課長

重点交付金を活用する物価高騰対策も、国の経済対策を活用した賃上げ支援も、どちらも極力、早く執行し、効果を早く事業者へ届けたく、頑張らせていただきたいと考えておりますが、さすがに完全に年度内に支払いを終わらせるのは少し厳しいところ

松田豊臣委員（分科員）

その他として、物価高騰対策についてですが、先ほども市町村民税非課税世帯に対する灯油の購入費助成の話頂き、今回の物価高騰の大体5割が食料品の値上げであると考えたときに、非課税世帯への食料品の値上げに対する支援、例えば商品券などは

考えられないでしょうか。要するに、食料費の値上げに対する支援は考えられないですか。

地域・家庭福祉課長

今現在、国の交付金を活用する意味で用意しているのは、低所得世帯に対する灯油助成を考えております。

先ほどの答弁で数値の誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。山形委員からの質問に対する答弁で、灯油助成の対象世帯数13万3,000世帯の民税非課税世帯のうち、9割が12万6,000世帯と答弁させていただきましたが、正確には13万3,000世帯の95%で、12万6,000世帯を対象としました。

(※35ページの発言を訂正)

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で本日、追加提案された健康福祉部の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時15分とします。

午前11時48分 休憩

午後 1時12分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

生活環境部長	信田真弓
生活環境部次長	熊谷仁志
生活環境部次長	高橋佐紀子
生活環境部参事	一関雄一
県民生活課長	杉山明生
環境管理課長	田村高志
八郎湖環境対策室長	藤原慶一郎
温暖化対策課長	野村桃子
環境整備課長	川原和志
生活衛生課長	三浦聡子
自然保護課長	加賀谷一樹

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

本日、追加提案された生活環境部関係の議案に関する審査を行います。

議案第269号のうち、生活環境部に係る部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

自然保護課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

福田博之委員（分科員）

新規事業のゾーニング管理強化事業についてお尋ねします。

秋田県では、春駆除の上限数はどう定めているのでしょうか。

自然保護課長

全体の中ではありますが、春駆除だけの頭数は特に定めていないと認識しています。

福田博之委員（分科員）

知事の発言でもありましたが、来年の春に頭数管理をしていく中で、特別、上限は定めず行っていくのですか。それとも、ある程度、上限を定める考えがあるのでしょうか。

自然保護課長

管理強化ゾーンを設定するのは人の生活圏で、管理強化ゾーンにクマが存在する、もしくは冬眠することで、生活圏に出没し得る可能性がある地域です。そこにいと、どうしても人の生活圏に出てしまいます。そこには本来、クマはいてほしくないため、そのクマは可能な限り捕獲したいと思っています。

福田博之委員（分科員）

その管理強化ゾーンは、いわゆる緩衝帯と言われる場所と市街地との考え方でよろしいですか。

自然保護課長

市街地等で、防除・排除地域にはクマは絶対いてはいけないところです。奥山等でクマが生存しているところはコアゾーンで、クマが山奥で暮らしてもいい地域です。その中間を緩衝地帯と位置づけ、ゾーニング管理を進めたいと思っておりますが、その中で特に、その場所で生息している、もしくは冬眠していると市街地に出てきてしまうところを、緩衝地帯の中に市町村が管理強化ゾーンを設定し、管理捕獲するものです。

福田博之委員（分科員）

国会議員から国の情報を聞いたのですが、春駆除の話です。今、北海道では行っていますが、秋田県では春駆除の上限は決めていないのですよね。その中で、現状、生息個体数の15%程度を駆除する必要があるだろうとの話が国でされたようです。秋田県に当てはめると、今、推定で4,000頭と数字は出ていますが、そうすると春駆除で600頭は駆除しないと、毎年増え続けてしまうイメージだと思います。その辺りはどうお考えでしょうか。

自然保護課長

頭数管理は、生息数をきちんと把握する必要があると思っており、昨年度と今年度にモニタリング調

査を実施しております。今年度末には生息数を推定できる予定となっております、その推定数に応じて、15%の上限率はあるかもしれませんが、本県における上限率等を当てはめながら、捕獲頭数を管理していくことになってお思います。

福田博之委員（分科員）

年度末により精緻な値が出てくると思われまので、それを受けて秋田県として——今、本当に増え続けていると感じますし、メディアでも騒がれていますので、まずはできるだけ精緻な値を出していただき、その中でどのぐらい駆除が必要なのか、並行して、早めの計画が必要と思います。検討してくださいようお願いします。

児玉政明委員（分科員）

同じくツキノワグマ被害防止総合対策事業についてお聞きします。

巻き狩り猟ですか。2月から3月上旬に技術研修会を行うとのことで、内容としては、県の猟友会が各市町村の猟友会に対して研修を実施するのでしょうか。

自然保護課長

今回の巻き狩り猟等の捕獲技術研修会ですが、実際に巻き狩り猟を行っている県北部の講師を招き、実際に銃猟を行って、狩猟する猟友会員を対象にした研修会にしようと思っております。

児玉政明委員（分科員）

研修を行って、各市町村の猟友会がそれを参考に実施する流れになるのでしょうか。

自然保護課長

すぐにできるかどうかは別として、まずはやり方を皆さんで共有していただき、自分の地元の市町村に持ち帰って、管理強化ゾーンにおいて、どのような効果的な狩猟ができるのか、探っていきたいと思っています。

児玉政明委員（分科員）

実際に巻き狩り猟を行うに当たって、法で定まっている部分があるのですか。全国の大日本猟友会では、ルールを定めて行っているとのことで、その内容、ルールはどうなっていますか。

自然保護課長

大日本猟友会の巻き狩りのルールは存じ上げないのですが、これまでのマタギたちが行っている各地区における巻き狩り猟があると思います。例えば北秋田市の阿仁、比立内、根子、それから鳥海や鹿角にもあると思いますが、地区で若干やり方は異なると思います。まずは効果的に、春に葉っぱ等が出る前に見通しのいい時期において、そのような猟を皆さんに知っていただき、春季の捕獲を強化していければと思っております。

児玉政明委員（分科員）

ゾーニング管理強化事業は、クマ対策パッケージだと、どの項目ですか。短期的に取り組むところの内容ですか。

自然保護課長

パッケージの短期的に取り組むことの春季の管理捕獲で、一番上に該当すると考えております。

児玉政明委員（分科員）

予算のところ、一般財源と国が75万円ですが、国はどのような財源になっていますか。

自然保護課長

国のクマに関する指定管理鳥獣の交付金を活用したいと思っています。

児玉政明委員（分科員）

その交付金ですが、まだ財源には余裕があるのですか。例えば、県内市町村の誘引木、栗や柿の伐採等に関して、市町村で各事業を行っていると思いますが、県でもっと積極的にその辺も進めてもらいたいとの話もあります。もし交付金の枠があれば、是非、使ってもらいたいとの声があり、そこも含めて答弁をお願いします。

自然保護課長

今回のパッケージに関する補正ですが、今、国から鳥獣の保護管理に関する人材育成等の事業について、調査が来ております。

また、クマ類の総合対策事業で、調査費やクマの捕獲費、それから前回、こちらで緊急的に行った箱わなやクマスプレーの資機材のような形で調査が来ており、その調査を各市町村に行っている最中です。それを基にして国に要求するため、今、取り組んでいる事業に対して、柿等の伐採についての余裕はないのですが、今回もそれに関する補正追加の要望は来ておりませんので、厳しいかと思っております。

竹下博英委員（分科員）

捕獲技術研修会は巻き狩り猟とのことで、猟友会に委託するわけだから、猟友会が全県に募集をかけて行うイメージでいいですか。

自然保護課長

そのとおりです。

竹下博英委員（分科員）

この2月から3月上旬に、実際の勢子と鉄砲を撃つ役割を想定しながら、研修会を行うと。2月、3月は、クマはまだ冬眠していると思いますが、どういう状況で行うのですか。

自然保護課長

2月に実施するのは座学を考えており、実際に現場で行うのは3月と考えております。

竹下博英委員（分科員）

3月のクマの冬眠明けを狙って行うイメージか。それとも寝ているクマを起こして行うのか。

自然保護課長

雪消えの状況によって、現場がどこになるか、まだ流動的だと思います。いずれ雪消えがあって、冬眠明けのクマを狙いたいと考えております。

竹下博英委員（分科員）

それから、2番目の猟犬を活用した捕獲とは、どういうイメージか。勢子の代わりに猟犬がやるイメージでいいのか。

自然保護課長

そのとおりです。北海道で犬を活用しながらクマや鹿を追い出して捕獲しており、秋田県内でも犬を活用しながら、勢子が追い出す代わりに犬が追い出してくれて、効果的な猟ができないかと、試行的に実施したいと思っております。

竹下博英委員（分科員）

実際にやってみなければどうなるか分からないために、研修を行うと思っておりますが、相当危険を伴うと考えます。細かい対策、保険の関係など、きちんとしないといけないですが、そのような予定はあるのですか。

自然保護課長

一番は撃つ狩猟者と犬との信頼関係で、きちんとトレーナーが、かなり訓練した犬でないとできないと思っております。すぐに普及できるかどうかですが、いずれ、どうにかして春季の捕獲を効果的に行うために、犬も活用できないかと、試行的に実施したいと思っております。

竹下博英委員（分科員）

犬はそのとおりですが、①も相当な危険が伴って、思惑どおりいか非常に心配です。行ったことがない人たちが集まって、実際にクマに向かっていくとき、大丈夫ですか。

自然保護課長

我々も危険が伴うものと認識しております。勢子ともう一人のペアで行えるかどうか、あとは尾根沿いで待って撃つほうで、下の全体が見えるところで見て、やり方を確認し、研修していただければと思っております。

竹下博英委員（分科員）

やったことがない人の集まりで行うわけで、代々継承されている人だと思っておりますが、全く行ったことがない人の集まりですから、相当気を付けないと、かえってけがしたり、別な障害があったとすれば大変です。それが一つの危惧で、しゃべるのは簡単ですが、相手が生き物、クマです。ウサギだと大したことないのです。うちのほうでも、よくこういう方法で行います。クマで行うのは、なかなか聞いたことがないため、実際に行っているところがあると思っておりますが、十分に気を付けてください。

自然保護課長

研修に当たっては、事故等が危惧されるため、十分に注意して行いたいと思っています。

松田豊臣委員（分科員）

水道料金の値下げは生活環境部では関わっていないでしょうか。多分、各市町村の水道局や事業者で進めていく事業かと思っていますが、物価高騰の一環として、水道料金の値下げも一定期間、進めるとの話は聞いています。各市町村に聞いたほうがよろしいですか。県で把握されている事実はないですね。

委員長（会長）

答弁できる方いらっしゃいますか。

松田豊臣委員（分科員）

なければ大丈夫です。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で本日、追加提案された生活環境部の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月18日木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託議案について討論・採決を行います。

散会します。

午後 1時34分 散会

令和7年12月18日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第217号
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 2 議案第240号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 3 議案第241号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 4 議案第242号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 議案第243号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 議案第244号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 7 議案第245号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 8 議案第246号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 9 議案第247号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 10 議案第248号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 11 議案第249号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 12 議案第250号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 13 議案第251号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 14 議案第252号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 15 所管事項調査の継続 (継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	山形健二
副委員長	児玉政明
委員	鈴木洋一
委員	竹下博英
委員	杉本俊比古
委員	福田博之
委員	松田豊臣

書記

議会事務局議事調査課	須藤優平
議会事務局議事調査課	佐藤達也
健康福祉部福祉政策課	小玉遼平
生活環境部県民生活課	草野邦俊

会議の概要

午後1時31分 開議

出席委員

委員長	山形健二
副委員長	児玉政明
委員	鈴木洋一
委員	竹下博英
委員	杉本俊比古
委員	福田博之
委員	松田豊臣

説明者

健康福祉部長	石井正人
健康福祉部次長	安杖一
健康福祉部次長	石川亨
福祉政策課長	石澤徹
生活環境部長	信田真弓
生活環境部次長	熊谷仁志
生活環境部次長	高橋佐紀子
生活環境部参事	一関雄一
県民生活課長	杉山明生

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。
付託議案について、討論・採決を行います。
議案第217号及び議案第240号から議案第252号まで、以上14件を一括議題とします。
討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。
採決します。

議案第217号ほか13件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、議案第217号ほか13件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、所管事項の調査継続についてお諮りします。所管事項について、閉会中においても調査を継続することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することに決定されました。

この旨議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後1時33分 閉会